

テイトゥス・リヴィウス、 ストア的歴史家の自由概念

田中希生

はじめに

古代ローマの自由とはなにか。今日手にされうる、もつとも長大なラテン語歴史叙述であるテイトゥス・リヴィウスの『ローマ創設以来の歴史 *Ab urbe condita libri*』（以下、『創設以来』と略記）には、このように書かれている。

これから私は、すでに自由となったローマ市民の戦時、平時の事蹟を述べようと思う。ローマは、年ごとに選ばれた公職者によって治められる、個人よりも法が支配する共同体になる (2, 1, 1)。

原文では *Liberi* (自由な) という言葉で始まる、第二巻の冒

頭を飾るこの文章は、ローマ王政の顛覆と共和政の樹立を告げるものである。二五〇年にわたる王 *rex* の支配を逃れてローマ市民が獲得した「自由」^{リクス・ヘー} *libertas* とはいかなるものであったのか。歴史的にいつて、古代ローマの「自由」が、今日一般的に享受されている自由 (英語でいえば *liberty* や *freedom*) とは異なるものである、ということには容易に想像がつく。また、時をほぼ同じくするといつても、たとえばローマ市に隣接するギリシア諸都市国家、とくにアテネの「自由」^{エレutheria} *eleutheria* とは厳密に同じものとはいえないこともあきらかだろう。古代ローマの「自由」と、それ以外の「自由」とのあいだには当然、差異を認めてよいのであつて、近代歴史学における膨大な古代ローマの「自由」に関する研究は、すべてこの差異をめぐつてのものであつたのはまちがいない。

だが、ローマ市民一般の「自由」概念を明確に定義しようと

[Article]
Kio TANAKA
Titus Livius, a Concept of Livity of
a Stoic Historian

する問いは、あきらかにわたしの能力を超えている。というのも、そこにはおそらく、つねに一般化を妨げ、苦勞して打ち立てた学説を裏切る多様性が生じていることが確実だからである。したがって、問いの最初から一般的な「自由」に向かうことは避けねばならず、まずとりかかるべきは、ある個人が、「自由」をいかに認識していたかであるはずだろう。もちろん、それによつてあきらかとなるのは、ある一人の認識にすぎないという反論はつねに可能であるし、わたしもそれに同意する。むしろ、本論の主題は、まさにその点にある。徹頭徹尾局所的な個人の理想する「自由」追求において、本論は研究を立ちあげる。それは、テキストに示されたある個人の「自由」認識を明らかにしたうえで、そこに稀少的に存するローマ市民の普遍的な「自由」概念を見いだすことである。

表題で示唆したように、本論が扱うのはリヴィウスの『創設以来』である。このテキストは全一四二巻からなる。トロイアの英雄アンテノルとアエネアスが祖国滅亡ののち、流浪のすえイタリアにたどりついたことに筆を起し、テイベリウス帝の弟ドルウスの死、あるいはクインクティリウス・ワルスがトイトブルクの森でゲルマン人に殺されるまで（いずれも紀元前九年）の歴史を綴っている。今日手にするのできるのは、そのうち三三巻（一卷から一〇巻と二二巻から四一巻、および四四、四五巻）にすぎず、のこりは写本の断片、帝政期の作家による引用や摘要から、おおよその内容を知ることができるの

みである。『創設以来』の歴史学的信憑性については、モムゼン以来、一貫して留保が付けられてきたが、このテキストがローマ共和政の歴史像を構築するうえで、必要欠くべからざる史料のひとつであったことは疑いない。

著者リヴィウスは、歴史上の特権的な人物であると同時に、たんにひとりのローマ市民という側面をもっている。本論では、特に後者に注目する。したがって我々は、一ローマ市民リヴィウスがそのテキストにおいて語った「自由」概念とはいかなるものであったのか、という問いの周囲を終始めぐることになるだろう。

第一章 研究史

リヴィウスのテキストについての議論に早急に立ち入る前に、この考察に関係する研究をひと通り押さえておこう。さしあたって、研究群をふたつあげることができる。ひとつは、ローマ共和政時代の自由概念に関する研究であり、もうひとつは、リヴィウス本人あるいはその歴史叙述の研究である。

1. ローマ共和政期における自由研究史

ひとまず、リヴィウスのテキストから離れ、近代の歴史学者が、どのようにローマの「自由」について語っているかをみてみよう。たとえばエルンスト・マイヤーは、『ローマ人の国家

と国家思想』において、こういつている⁽³⁾。

共同体秩序は、ローマ人にしてみれば、人間生来の不平等と、そこから来る上下関係を顧慮せずには想像もつかなかった。家族の間で両親と子供たちは同等ではなく、責任をもつて家族内の事柄を切り盛りするのは、当然、家父長の役目であり、彼はそれに必要な権威を持つし、また、持たざるをえない。同様に、公的社会的生活における市民個人⁽⁴⁾の地位も、市民ごとにすべて同等ではなく、ここでも当人の高邁な見識、経験、判断力、彼の堅実で気力に溢れる性格、彼のゆたかな知識、彼の責任感、彼のひろく卓越した人格の故に、おのずと指導的役割が帰する人が存在するものである。

マイヤーはギリシアの自由とのちがいを、不平等性の容認にみてややネガティブに評価している。この不平等性を担保する概念として、彼はアウクトリタス（「権威」）をあげる。

アウクトーリタースも、ローマ人の考えでは自由に対する不可欠の補完であり、両者は互いに対をなして初めて存立する。他人のアウクトーリタースに服することはリーベルタース *libertas*（「自由」）の制約ではなく、反対に自由の保障である。∴ローマの自由概念は、服従と上下関係による

必然的制約をもつ点で、万人の平等な自由、平等な権利というギリシア的概念と大きく異なっており、また、規律がローマ人の目には国家にとつて不可欠の基礎であった。ギリシア民主政治と、あの全市民の平等、あのあらゆる身分の特権や個人的特権の排除は、ローマ人には不可解であり、おぞましいかぎりであった。それは、もはや国家的秩序などではなく、無政府状態であつて、ギリシア人は国家内のあまりの自由のために国家の自由を失ってしまったのである。完全に誰でもが、身分の上下、貧富の差、識見の有無にかかわりなく、それぞれにまともな見解やら、見当外れの意見を国事について持つてよればかりか、公表さえ許される建前だというのは、ローマ人には想像もつかない思想であつた。∴

この考察の妥当性の検討はあとにゆずるとして、もうひとつ、ほかの例を提示してみよう。うえにあげたマイヤーに加え、ブライケン⁽⁴⁾やラーフラウプ⁽⁵⁾らによる近年の研究の成果をまとめた南川高志による『ローマ皇帝とその時代』⁽⁶⁾である。

ローマ人にとつての「自由」、とりわけ政治的「自由」とは、ポリス共同体の成員の平等を前提とする古典期アテナイの政治的自由のごときものとはまったく異なっていた。ローマ人の「自由」とは市民平等の権利や制約をもたぬ意

思ではなく、自らが生活する国家・社会の秩序に従ったうえで実現されるものであった。その人物の公私両面における地位の違いによって実現される「自由」は異なるのであり、政治については、家柄や功績の点で抜きんでた人びと——「権威」を持つ貴族たち——に理性をもつて自発的に従ってゆくことで、一般市民の「自由」は達成されると考えられたのである。したがって、市民たちは民会で政治生活に関与はしえたものの、そこにみられる政治的自由とは能動的な政治参加というよりも「権威」を持つ指導者を選ぶのみであり、いわゆる政治的自由は貴族、元老院議員など少数の者にのみ許されたものであった。一般市民の「自由」とは、せいぜい命令権の保持者の恣意的な行為から保護される点——プロウオカージェイオー（提訴権）や護民官の役割を想起せよ——で実現される程度でしかなかったのである。

こうして、ローマ人の「自由」とは、きわめて独特なものといえよう。彼らのいう「自由」、すなわちリーベルタスは、「権威」アウクトーリタースと両立できるものであったのである。こうした「自由」の概念の貴族主義的性格は、それが本来王政に対置されるものとして形成されたからであった。紀元前六世紀の終わりごろにエトルリア人の王を追放して共和政を樹立したのは貴族であり、彼らの指導のもとでローマは国家の制度を整え、ローマ市民の「自由」

を確保する形式を作ったのであった。「自由」はそうした状況のなかで観念されていったといえる。

ほかに、ミラーのように、隣接するギリシア都市国家の「自由」*eleutheria*と比較して、よりギリシア（とくにアテネ）的な民主的「自由」を想定するような例も認められる⁽⁷⁾。ポリュビオスに依拠しつつ、民会での市民の役割を重視するこの考察は重要な論点を含んでいるが、これに対してはラーフラウプの指摘をあげておくことが妥当であろう⁽⁸⁾。つまり、ギリシア的な「自由」とローマ的「自由」を安易に比較することはできない、というものである。常識的に考えて、該博な知識をもつミラーならともかく、我々が徹底した網羅的検討抜きにギリシアとローマ市の同一性を指摘するべきではなからう。

また、ラーフラウプは、「ローマにおいて、一般に、「個人的・私的な」自由概念を「公共的・政治的な」自由概念に適用可能かどうかは、つねに文脈に応じて問われねばならない」と指摘しており、その区別を適用することが、ローマ市民の「自由」認識の研究に決定的な変革をもたらさだろうと述べている⁽⁹⁾。その点に関して、南川が、引用の冒頭で、「自由」とりわけ政治的「自由」とは……と、考慮に入れているところを鑑みても、氏の説明は、若干ラーフラウプ寄りの見解だといえる。だが、いずれにせよ、これをおおむねローマ共和政下の「自由」に関する最大公約数的な説明と考えるとさしつかえない。

引用した両論考が共通してあげる、ローマ市民の「自由」認識の特異性は、「自由」概念が「権威」 *authoritas* 概念と《両立》していたという点である。実際、ローマにおいて「自由」と「権威」は《両立》していたのか、また、論者が用いる《両立》という表現が妥当かどうかは措くとして、少なくとも、「自由」と「権威」を関連させて考察する必要性を示している点で重要な指摘である。というのも、リヴィウスを一読したかぎりで見える印象は、確かに、「自由」と「権威」との奇妙に密接な関係なのである。ただし、諸研究が結論として示している、「規律と服従に縛られた自由」とか、「せいぜい命令権の保持者の恣意的な行為から保護される点で実現される程度でしかなかった」などの否定的な評価は、あまり役には立たない。ローマ市民はあきらかに、彼ら自身の「自由」を「自由」として謳歌していたのである。「自由」と「権威」がきわめて密接に——こう言つてよければ親密に——かかわりあっているがゆえに、今日的な自由認識から見ればネガティブな評価を下したくなるのだが、その前に、それを単に差異として受け入れ、なぜローマ市民がそのような状態を「服従」だとか「その程度の」などと感ずることなく、たんに「自由」として享受し謳歌したのか、我々はそれを問題にすべきだろう。実際、リヴィウスは王政時代の歴史を述べた第一巻において、こういつている。

サビニ起源の者たちは、タティウス王の死以来、彼らの側

に王を抱かなかつたので、彼らが同等の権利を有しているにもかかわらず、彼らが持つているインペリウムを失うことを恐れた。それゆえに王は彼らの側から選ばれることを望んだ。ローマ起源の者たちは、外人の王という考えをねつけた。だが、人びとの意向はさまざまであつて、王によつて支配されることが、彼らの自発的な意志なのである。というのも、かれらはいまだ甘い自由というものを味わつたことがないからだ(1, 17, 23)。

この記述が、暗黙に共和政から元首政にいたる自分の時代の政治的状况を是とし、類推的に王政時代のそれを否定的に判断するような遠近法的倒錯に陥つている、という評価を下すのはたやすい。だが、それを嘲笑することはできない。それは現実的にはほとんど不可避であつて、我々がそのような配置から免れているとは到底いえないからである。少なくとも、リヴィウスがこの記述を行ったとき、今日と同じように、自分たちこそ「自由」である、と感じていたのはまちがいないのである。

また、先の引用の後半部における説明にも、疑問を呈さざるをえない。ローマ市民の「自由」が「権威」と密接に関わりあつていたがゆえに「貴族主義的性格」をもつた、という指摘にゆづつたとしても、その理由としてあげられた「本来王政に対置するものとして形成され」、なおかつ王政を打倒した「貴族」の指導のもとで「自由」概念を形成したからである、という説

明はたして妥当であろうか。

たしかに、ローマ市民が獲得した「自由」は王政の打倒によつて得られた。その打倒の中心的役割を担つたのがパトリキ *patricii*¹⁰。あるいは後にパトリキと呼ばれることになる人物たちであつたことも疑いようがない。また、あとで分析するように、リヴィウスのテキストにおいても、「王政 *regnum*」あるいは「王 *rex*」という言葉は「自由」とはなほだしく対立するものとして明白にあらわれている。だが、今日の共和政最初期の歴史研究があきらかにするところによれば、王政打倒当時に「パトリキ」と呼ばれるカースト化された身分層が明確に存在していたかどうかはきわめて不確実である。また、王政打倒直後に「コンスクリプティ *conscripti*」（語義的には共に登録された者たちの意）と呼ばれる、経済的にはほとんどパトリキと変わらない力をもつていたローマ市民が元老院議員として追加登録され、コンスル *consul* にも就任した¹¹、という指摘がある以上、彼らが、王政打倒に一役買ったという推測がきわめて自然に成立するのであり、また共和政初期段階におけるパトリキの権勢を過大評価するわけにはいかない。

つまるところ、今日主流であるローマ共和政における「自由」研究は、当の研究が提示した「自由」概念の特異性である、「権威」概念との密接な関わりを理由を十全に示してはいない、ということである。

ともかく、リヴィウスのテキストを読むにあたり、上述の議

論は肯定できる部分、批判すべき部分の両者を含めて有意義なものである。「自由」と「権威」の密接な関連を明示するにはこのあとの分析を待たねばならないが、少なくとも、以下の二点に関しては、共通認識がえられたのではないか。

I. 「自由」という用語を、個別に考察することを避ける。たとえば、先行研究が指摘する「権威」など、リヴィウスのテキスト上で「自由」と関連すると考えられる別の用語との関係において、言い換えれば、それらの用語と「自由」という用語の差異において、「自由」を捉える努力を払わねばならないということ。

II. 今日の自由概念と、ローマ共和政時代の「自由」概念の区別の徹底。すなわち、古代ローマの「自由」を考察する際に、今日の自由観を不当に侵入させることを避けるということ。できるかぎり類推的な判断を避け、テキストに現れる記述に最大限の注意を払うべきであろう。

2. リヴィウス、あるいはその歴史叙述に関する研究史

さて、もうひとつの研究群を忘れずに概観しておこう。リヴィウス当人、あるいは『創設以来』について、近代の歴史学はどのように語ってきたのか。教科書的に確認するならば、一般的に了解されているリヴィウス像は以下になる。

リヴィウスは、北イタリアの、手工業がさかんな富裕都市パタウィウムで生まれ（紀元前五九年）、そこで没した（後一七年）

とされ、一生の大半をローマ市で過ごし、三十二歳の年から『創設以来』を十巻ずつまとめて刊行し、全一四二巻すべてを刊行して生涯を終えた。彼はパタウィウムの貴族階級か、騎士階級の出自であったといわれ、ローマ市民権をもつ、れっきとしたローマ市民であったが、とくに政治家および軍人の経験があるわけではなかった。また、『創設以来』以外にも、セネカの書簡などから、哲学、あるいは弁論術の著作があったと推測されるが、それらはいずれもはやくに散逸したものと考えられている¹⁴。彼の哲学的素養にかんして、当時の教養人の域を出なかつたとする説¹⁵、ストア哲学に造詣が深かつたとする説¹⁶がある。

歴史学においては、当然ながら、このようなリヴィウス像は、その著作、『創設以来』の実証的価値に関連付けて語られる。

つまり、もつぱら近代の歴史学を基準とした観点からみて、歴史家としていかに適格であったかに議論が集中することになるわけだ。その点でいえば、彼は、たとえばブルタルコスやポリュピオスなどの歴史家と比較して、とくに芳しい評価をえられているわけではない。一九世紀に、とりわけモムゼンやニツセン¹⁷らによって『創設以来』の歴史的信憑性に疑問符がつけられて以来、膨大な論争が繰り広げられてきたが¹⁸、それに対する決定的な回答が得られるどころか、近年では、議論はむしろ活発な様相を呈してさえている。そこで問題となっているのは、同時代人に向けたプラグマティックな「愛国心」や「修辭的」な効果を期待した粉飾あるいは改組の可能性であり、信憑性の低

い、あるいは捏造の可能性のある史料を典拠とした際に歴史家として必要な批判的態度があつたか否か、であり、また、自身の政治的信念あるいは党派性が歴史解釈に影響を与えたか否か（ウォルシュによれば、彼の政治的態度は親ポンペイウス派であり、すなわち保守派であつたという）、などである。傾向としては、信憑性を疑う研究者が、より積極的にリヴィウス像を提示しているのがみてとれよう。近年では、考古学の発掘の結果から、リヴィウスに限らず、古代の歴史叙述の信憑性はより高まっているようであるが²⁰、信憑性をめぐる議論が究極的な一致をみるのは、まだ当分先のことになりそうである。これらの議論は、基本的には歴史叙述家が参照した典拠の信憑性（およびそれを採用する叙述家の態度）の問題 *Quellenkritik* に行き着くのだが、本論においては、この問題を過度に意識する必要はない。ある記述が仮に無断引用であるにせよ、それを採用したのがリヴィウスであるという事実は変わらないからである。まして、研究者がいうように、彼が、ときにその典拠を修辭的に粉飾したというのなら、なおさらであろう。そこには、自身の記述を説得的に綴ろうという彼の意図があつたことを認めてよいのである。

本論はこのような論争の結果（目的）と直接関係していない。研究者が提示するリヴィウス像に関してだが、一九世紀以来二世紀にわたつて揺れ動いているものを前提にテクストの検証を進めるようなことをするべきではないし、わたしはそのよ

うなりヴィウス像に懐疑的である。歴史叙述の信憑性を問うためにリヴィウス像を構築すること自体が、リヴィウス像そのものを少なからず歪曲するからである。⁽²¹⁾したがって、我々は、いったん人格化された著者像から離れて、テキストの分析から出発するという態度を取らねばならないのだが、その際に彼らの提示したリヴィウス像は、この考察のよき道標となってくれるかもしれない。「自由」概念の考察は、今日の諸研究の成果として見いだされたリヴィウスの党派的な意図、プラグマティックな意図、修辭的な意図、あるいはたんに無批判に史料を採用するという行為のなかに潜む非意図的なリヴィウスの意志にこそ、向けられていなければならない。

第二章 リヴィウスのテキストにおける諸用語の配置

冗長な問題設定が続いたが、ようやくテキストの分析に入ることができると。さて、現存する『創設以来』において、「自由libertas」「自由な liber」あるいは「自由にする libero」など、派生的な語も含めて「自由」なる用語が九四七回登場する。⁽²²⁾このなかには、今日我々が用いている諸言語語では明確に区別されている、「子どもたち」を意味する liberi や、「書物」や「記録」を意味する liber など、外形上の区別が不可能な用語が含まれている。このような語の外形上の同型性は、libertas というラテン語がどのような射程をもっていたかを考えるうえで、き

わめて重要な示唆を与えてくれるがゆえに、捨象して考えるべきではない。

冒頭でも述べたように、リヴィウスは、王政 regnum の顛覆とともにローマ市民の「自由」の歴史が始まる、といっている。それゆえ、とりわけ、このあたりの記述を検証することは重要である。リヴィウスは、前三九〇年のガリア人によるローマ市占拠以降の歴史を叙述した六巻の冒頭に新たな序文を置いており、以下のように語っている。

ローマ市が建設されて以来、「ガリア人に」占拠されるまでのあいだに、ローマ人が、最初は王たちのもとで、ついでコンスルとディクタートル、そして一〇人委員とコンスル格トリブヌスのもとで行ったこと、すなわち母市外での戦争と、母市内での紛争を、わたしは五つの巻に記した。わたしの記したことは、遠く離れた物事を記述するのが困難であるように、あまりの古さのため非常に曖昧模糊としている。そればかりか、真実に値するものだけを守り伝える記録がこの時代を通じて少なく、またたとえ神官たちの記録やその他の公的・私的な文書に何らかのことが記されていたとしても、母市が焼けたときに大部分が消失したことも、この曖昧さの原因となっている。引き続きわたしが記そうとしているのは、まるで根元から切られた木が芽を出して生長するように、第二の起源から、前にもまして鬱

勃と再生したローマ市の、いつそう栄光に満ち、より確かに伝わる事蹟である(6, 1, 13)。

つまり、創設から前三九〇年までの古い時代の歴史の再現に積極的なハリカルナッソスのディオニュシオスなどの歴史叙述とちが⁽²⁴⁾い、リヴィウスは、記録の少なさに応じた慎ましい分量しか割り当てていない、ということである。第一巻から第五巻まで、リヴィウスはその典拠として、「最古の典拠」と呼ばれる前三世紀末のクインクティウス・ファビウス・ピクトルおよびカルプニウス・ピソ、さらには、いわゆる後期年代記作家と呼ばれる、前一世紀のガイウス・リキニウス・マケル、ヴァレリウス・アンティアス、およびクインクティウス・アエリウス・トゥベロなどをあげている。元来、後期年代記作家は、自分の所属する氏族 gentes に都合のよい捏造を行ったとされ、それゆえ、きわめて評判が悪い⁽²⁶⁾。リヴィウスは、それらの著作を疑い、数ある著作者の意見の不一致を嘆きながらも、なかでも整合性の高そうな意見を選択して歴史を叙述しているのがみとれる。また、第一巻の序言で記しているとおり、リヴィウスは、自分の時代(紀元前後一世紀)に伝わる伝承について、「真実に値する歴史的な証拠を基礎とするよりも、むしろ現在に基礎を置き、詩的な伝説によって粉飾されている」と評価し、「それを(真実として)確認するつもりもなければ否定するつもりもない⁽²⁸⁾」と述べ、伝承を詳しく述べるのは、そこに追究される

べき精神的な価値があるからだ、と強調している⁽²⁹⁾。したがって、実証的な評価はともかく、彼は、自分の時代に伝わる古い伝承がローマ市民の思考をある程度理念化して伝えているとみなし、それを自著に反映させたということになる。つまり、ローマ市の最初の時代を扱う部分には、曖昧な記憶しか伝わっていないがゆえに、それだけ、彼個人の理念的な意図が色濃く、そしてシンプルに反映されていると考えてよく、本論にとつては都合がよいのである。

以上のような理由から、とくにローマ創設から王政顛覆までを描く一巻から、平民およびパトリキの政治闘争を描いた一〇巻——闘争の帰結である前二八七年のホルテンシウス法成立の直前——までに注目しつつ、全体を見渡すことになる。

ところで、碩学ラーフラウブの⁽³⁰⁾政治的(公的)な自由と個人的(私的)な自由との区別であるが、残念ながらわたしにはほとんど不可能であり、また不要であった。というのも、本論が注目しているのは、テキストに登場する人物が各自どのような「自由」観を抱いているかではなく、リヴィウス個人が考える「自由」がどのように現れているかだからである。

1. 「自由」^{リベラス}の位置

いよいよ、リヴィウスのテキストの検証に入ろう。「自由」概念の射程を見定めることは、その語と隣り合う別の用語との関係を見定めることと同義である。そこで、一巻から一〇巻

にいたる記述から、「自由」と関わる用語を抜き出した結果、以下の語をあげることができた(登場順、数字は回数/総数二五四回)。

甘美な・好ましい dulcedis(3)、祖国 patria(8)、市民 populus(9)、未熟な immaturus(1)、成熟した maturus(1)、擁護者 vindex(4)、確実な solidum(1)、平民 plebs(9)、市民団 civitas(8)、寛容な tolerabilis(1)、抑える・上に立つ premo(1)、頭・兆し caput(3)、声 voces(2)、護民官⁽³¹⁾ tribunus(1)、分離 secessio(1)、砦 munimentum(1)、保護・砦 praesidium(1)、過度の nimis(1)、徳 virtus(1)、母市 urbe(2)、選挙 suffragium(6)、節度 modus(1)、平等の aequalis(2)、擁護 custodia(1)、共同体 publica(1)、援助 auxilium(1)、特権 praemium(1)、援助 stabilimen(1)、擁護する defenso(1) など。

ここにあげた語は、すべて文字どおり「自由」用語の左右両隣に現れるものである(若干の前置詞 ad や in など)が挟まれるものも含む)。書くことの特性上、不可避的に生じる(両隣)に配置されるこれらの用語は「自由」と関連していると考えてよい。頻度的にはやはり、「自由なローマ市民 libertatem populi Romani(4, 24, 4)」や「平民の自由 libertatem plebes(2, 23, 2)」³¹「自由な祖国 libera patria(2, 40, 8)」などの例が多い。とはいえ、パトリキヤ父たち patres はけっして配置されないとこの点を過大評価すべきではない。パトリキヤ父たちはもちろん、自由人 liberos であり、それゆえに「自

由」であったにちがいないからである。たとえば、「自由な市民団 libertatem civitatem」という表現には、むろん、平民だけでなく、パトリキヤ父たちが含まれていると考えるべきであり、パトリキヤ平民かによつて、「自由」の使用・不使用が明確に二分されていたとはいえない⁽³²⁾。重要なことは、「自由」という語が用いられるときには、対象にパトリキヤあるいは父たちが含まれていたとしても、たんに civitas や populus という括りになる傾向がある点である。だがさしあたり、それより注目すべきことがふたつある。

ひとつは、「成熟した maturas(2, 1, 6)」未熟な immaturas(2, 1, 3)」³²あるが、「節度 modus(3, 67, 6)」³³過度 nimis(3, 57, 6)」などの「自由」を修飾している語である。これらの語には、リヴィウスが「自由」という言葉を評価するときの彼の判断が現れているといつてよい。リヴィウスこの表現によれば、「自由」には、in(m)-という打ち消しの接頭辞のついた形容詞によつて区別される、正反対の状態があるということになる。すなわち、「im-maturus (成熟していない)」「³⁴としての自由であり、「nimis (過度の)」「³⁵としての自由である。したがって、リヴィウスが「自由」を真に望ましいものとして語るとき、それは、「solidam libertatem 確固たる自由(2, 2, 6)」でなければならぬのである。また、このことからさらに付け加えておけば、「甘美な」、あるいは「好ましい」を意味する dulcedis という言葉が「自由」を修飾するとき(「liberatis

dulcedine 甘美な自由⁽³³⁾、^(1, 17, 3)「自由」という用語自体がもつ二義的狀態を正確に示しうる語として用いられているのである。「甘美」であるがゆえに、「好ましい」ものであり、同時に、「節度」を失わせるものでもある、というわけだ。

もうひとつの注目すべき点は、擁護や援助を意味する語の多様なであろう。「擁護者」を意味する *vindex*(2, 1, 8)、あるいは「保護」や「援助」、「砦」を意味する *praesidium*(2, 55, 4) や *stabilimentum*(5, 12, 8-10)、*custodia*(*custos*, 4, 12, 8) など、よく似た意味の語が数多く「自由」に対して用いられている。

これらの用語の頻出が意味するところは何か。先に述べたように、「自由」に成熟と未熟、節制と過度の二つの側面があることを考慮すれば、それほど難しい問題ではない。つまり、リヴィウスにとって、「自由」そのものが二義的なものである以上、「過度」や「未熟」に至らぬよう促す何かが必要とされるのは当然なのであり、それが、「擁護者」だとか「援助」だとか呼ばれたということなのである。これらの用語のうち、特に *vindex* には解放者の意味が込められており、その用法の違いを指摘することができる。「彼は並外れて尖鋭な自由の擁護者 *vindex* であったが、その後も同じく尖鋭な〔自由の〕擁護者 *custos* であった(2, 1, 8)」。このリヴィウスの記述から読みとれるのは、「自由」をもたらす者(解放者)が、*vindex* であり、*custos* は、得た「自由」を保護する者だということである。つまり、このふたつの語は、その意味が重なりあっている。

るとはいえ、まったく同じ語とはいえないことになる。また、「*praesidium* 保護」や「*stabilimentum* 援助」などの用語は、「*praesidio* あらかじめ固定させる」や、あるいは「*stabilio* 固定する、強固にする、永続させる」などから転じた用語であり、上述の「*solidum libertatem* 確固たる自由」という表現と強く結びついているのはあきらかである。つまり、「未熟」とか、「過度」の方に引き寄せられてしまいがちな「自由」を適切な場所に留めておく、ことが必要とされたわけだ。

〈隣接〉という条件を緩和し、文章、あるいは節全体にまで目を配ると、その頻度が増えるばかりでなく、同じような意味をもつ新たな用語も見つけられるだろう。たとえば、先にあげた *modus* や *nimius* に加えて、「抑制」を意味する *moderatio* や *inhibitio*(3, 59, 14)、あるいは「度を越える」を意味する *excedo*(3, 65, 10-11) などである。このように、リヴィウスは「自由」の周囲に「節度」に関するさまざまな用語を張りめぐらせ、またその「節度」を「守る」ことに重要なポイントを置いていたことがうかがえる。

リヴィウスは、前四四九年、一〇人委員 *decemviris* の専制に憤激して、聖なる山 *mons sacrus* に市外退去(分離 *secessio*) を敢行した平民たちに対して派遣された元老院の使節 *legatus* (一〇人委員辞任後のコンスル、ルキウス・ヴァレリウスとマルクス・ホラティウスで、親平民の立場をとり、平民たちによって「自由の担い手 *liberator*」と評価された)⁽³⁾、

53, 1-2)を通して、以下のような奇妙な言葉を伝えさせている。

これ〔平民の憤激〕に対して、使節は言う。『諸君は評議を経て、真に正当な要求を出した。こちらから進んで諸君に提示してもよいくらいだった。なぜなら諸君は自由のあの擁護手段を求め、他人を攻撃する放縱、licentiaeの保証を求めはしないからだ。だが諸君の激怒は是認するより、むしろ放念すべきだ。とくにそのわけは、諸君が残虐を憎んで残虐へ突き進み、また、諸君自身が自由である前に、いち早く敵手を専制支配下におこうとしているからだ。我々の市民団は決して静穏にならぬのだろうか。父たちによる平民の処罰であれ、平民による父たちの処罰であれ、それらを免れないのか。諸君には剣よりもむしろ楯が必要だ Scuto vohis magis quam gladio opus est。平等の権利を有して市民団に生きる一介の市民には、不法を加えもせず、蒙りもせぬことで十二分ではないか。たとえいつの日か、諸君が人の恐れる存在になろうとも、諸君自身の公職者と法を取り戻して我らの生命、財産に関する裁定を諸君の手中に握るならば、その時、諸君は個々の問題を事柄に応じて裁くであろう。今は、自由を回復することでする』(3, 53, 6-10)³⁵

この、「自由」の「剣と楯」による喩えが、二人の liberator の口から発せられたことを我々は銘記すべきであろう。「自由」は、自らを護る「楯 scutum」を必要としているのだ(付記しておけば、必ずしも「剣 gladius」は要らない、といっているのではない。「剣」も必要だが、これからは「楯」の方がより必要になろう、といっている)。

「自由」の周囲にはりめぐらされた「節度」を越えてしまった場合、とくに引用の傍点部にあるように、licentiaあるいは luxuria(放縱)と呼ばれることになるだろう。「護民官³⁶と平民の、この勝利は不健全な放縱 luxuriamへと転じる(3, 64, 1-3)」。ただし、ここで注意せねばならないのは、この licentia luxuriaもまた、「自由」のひとつの状態には変わりないのであり、別のものではなかったということである。リヴィウスにとつて、「自由」とは、正しく二面的な、あるいは連続的なものとして理解されていたのであり、いかに「自由」を獲得するか、のみならず、獲得した「自由」をいかに適切に保ちうるかに特別な関心が寄せられていたのである。してみれば、いまや我々は、第二巻の冒頭の文章を、より精確に理解できるはずである。

これから私は、すでに自由となつたローマ市民の戦時、平時の事蹟を述べようと思う。ローマは、年ごとに選ばれた公職者によって治められる、個人よりも法が支配する共同体になる(2, 1, 1)。

特筆すべきことだが、「すでに」という語が明確に示しているように、王政を転覆させたときに、ローマ市民は「解放された vindico」、もはや「自由」となったのである。したがって、百数十巻におよぶ王政打倒後の政治闘争の記述は、「自由」獲得の物語という、近代の歴史家が抱いてきた期待とは反対に、いかに勝ち得た「自由」を適切に保ちうるかという点から描かれることになる。いや、この言い方はあまり正確ではなからう。獲得されるものとしての、そして維持されるものとしての「自由」は、リヴィウスにおいて、明確に分割されていない。また、先にいったように、「自由」は、放つておけば「放縦」に陥る危険をもつ、きわめてアンビヴァレントなものとして、つねに用いられている。つまり、彼にとつて、「自由」とは獲得されるべきものであると同時に、あくまで適切に——「節度」をもつて——維持され続けなければならないものなのであり、今日的な意味で自由というだけでは言い尽くせない部分こそがより重要なのである。彼が「自由」という用語を用いるとき、暗黙にそこまでの意味を込めているのはまちがいないのである。

2. インペリウム

リヴィウスにおける「自由」概念を考察するとき、重要なキーワードとなるのが、「節度・抑制 *modus, moderatio, etc.*」であることがわかった。この「節度」という語は、その内側に「自

由な」主体を含んでいるが、外側には、その語が対象としている何ものが想定されているはずである。ローマ市民が「自由」を「抑制」するとき、その外側には何があるのだろうか。『創設以来』を紐解いていけば、「自由」と同じように、たえずその「抑制」されるべきことが述べられるものがあることがわかるだろう。すなわち、インペリウム *imperium*（支配権の意、英語の *emperor*（皇帝）の語源）である。たとえば、次のような明確な表現がある。

共同体を育むのはインペリウムの穏やかな抑制 *tranquilla moderatio imperii* であつて、これを育んでこそ、力も十分に成熟して自由のよき実りを生むにいたるのである (2, 1, 6)。

王や、コンスル、一〇人委員 *decemviri*、そして皇帝 *imperator* など、ローマを統率する者がその権限として帯びたのが、このインペリウムであるとされる。実際、『創設以来』には、このような「自由」とインペリウムの対位法的（相互作用的）な表現が頻繁に現れる。つまり、リヴィウスにとつて、インペリウムもまた、「自由」と同じく二面的／連続的な様相を呈しているのである。他の例も見えてみよう。

彼らは訴えていた。自分たちは外地で自由とインペリウム

libertate et imperio のために戦いながら、母市では市民
によつて身柄を拘束され、圧迫されている。平民の自由は、
平時より戦時のほうが、市民団の間にいるより敵のさなか
にいる方が、かえつて確実なのだ、と(2, 23, 2)。

ここでは、先の例とちがひ、「自由」とインペリウムはあく
まで、*et* という接続語で並列されているのが見てとれる。平
民にとつて、「自由」とインペリウムのために戦うことが可能
であることを示すこの文章は、両者が排他的二項対立を成して
はいないということの好例である。

ガイウス・テレンティリウス・ハルサが、その年の護民官
であつた。彼は、両コンスルの不在により今や護民官の
活動の余地が与えられたと考え、連日平民にむかつて父た
ちの傲岸不遜 *superbiam* を訴え、とくにコンスルのイン
ペリウムに対して、自由な市民団の寛容を許さないほど
に過大である *maxime in consulare imperium tanquam*
nimum nec tolerabile liberae civitati invehatur と
攻撃した。なぜなら、名称だけは王政ほど憎々しくないと、
実質はほとんど王政以上に厭わしいからだ。現に一人の支
配者の代わりに二人の支配者を迎えているではないか。そ
れも抑制されない、無限限の権限を帯び、彼ら自らは何の
束縛もなく、くわえて放埒でありながら、平民には法のあ

らゆる恐怖と刑罰をさし向けている(3, 9, 24)。

この例文でも、最初の例と同様に「自由な市民団」に対す
る「過大な *nimum*」インペリウムが問題にされている。こ
こでは、その「過大さ」が、傍点で示しているように、とく
に傲岸不遜 *superbia* と呼ばれていることに注目したい。この
superbia という語は、*super* (度を越える) + *dis* (倍) に分け
て考えればわかりやすいのだが、きわめて過大であることを意
味する語であつて、よくいわれる「傲岸不遜 (*Loeb* 版(英語
では *haughty*、あるいは *tyrant* などと訳される)) は、今日の
な意識である。この語はとくにインペリウムが過度である場合
に限つて使用されるものであるが、もちろん、意味的には過度
の自由が「放縱 *licentia*」と呼ばれることに対応していると考
えてよいだろう。インペリウムもまた、「自由」と同じように
二面的／連続的であつて、節度を越えてしまわない努力が必要
とされたのである。また、もちろん、「王政 *regnum*」という
語にも注目してよいだろう。「自由」を損なうインペリウムの
過大さ、すなわち *superbia* は、「王政」と結びつくのである。
周知のとおり、王政時代のローマにおける、最後の王、タルクイ
ニウスは、その先々代のタルクイニウス王と区別して、タルクイ
ニウス・スペルプス(傲岸不遜のタルクイニウス)と、呼ばれる。
『創設以来』において、彼の名および、彼の名が象徴する「王政」
は、彼を追放することによつて始まる共和政時代を通じて、「自

由を損なうきわめて忌避されるものとして現われるのだが(後述)、今日的な考え方からいっても納得しやすいものだろう。

南川がいうように、「自由」と排他的対立関係にあるといえそうなのは、まちがいに「王政」である。ただし、リヴィウス自身は、一〇人委員辞任後にコンスルになるあの liberator のひとり、マルクス・ホラティウスに以下のようにいわせていることを付け加えておこう。

彼は(一〇人委員に対して)一〇人のタルクイニウスと呼びかけ、ヴァレリウス氏族とホラティウス氏族の面々が先頭に立って、王たちを追放したことを忘れるな、と迫った。その昔、人びとの忌み嫌ったのは王というその名ではない。そもそもユピテル大神はその名〔Iuppiter Rex ユピテル王〕で呼ぶのが掟であり、母市の建設者ロムルス、代々の後継者は王と呼ばれたし、その名は祭祀のために今も恒例の肩書きとして留められているからだ。かつて人びとが憎悪したのは王の傲岸不遜と暴虐だった *superbiam violentiamque tum perosos regis*(3, 39, 3-5)。

「王」や「王政」という言葉は忌み嫌われたが、そもそも、その原因は、その名にあるのではなく、*superbia* にあつただ、というホラティウスの指摘は、確かに「自由」やインペリウムほどではないにしても、「王政」もまた、二面的／連続

的なものとして捉えられていた、ということを示している。この点はとくに強調されてよい。問題となっているのは、王、コンスル、一〇人委員、いずれが帯びるにせよ、インペリウムが *superbia* (＝非常な過大さ) に陥らないかどうか、なのである。

五月十五日が来た(前四四九年)。公職者は全く選挙されず、もはや一〇人委員ならぬ私人一〇名が、インペリウムを揮う気持も衰えなければ、公職を顕示する職務標識もそのままに立ち現れる。まこと紛れもなく、これぞ王政と思われる。人々は永久に失われた自由を悼み嘆く。擁護〔解放〕者は誰ひとりなく、やがて現われようとも思われない。市民自身が意気消沈したのみならず、近隣の市民すらローマ人を侮りはじめ、自由なきところにインペリウムがあることを憤慨していた *impertinque ibi esse ubi non esset libertas indignabantur*(3, 38, 1-2)。

強調部分が主張するように、「自由」なきところに、インペリウムだけが存在することは激しく避難されるべきであり、それは、ローマ市民団にとつてきわめて危機的な状況を示している。両者は、一方が存在するために他方を必要としているのであり、それゆえにお互いが「節度」を保つこと、そしてときに相手に対して「寛容 *clementia*(3, 58, 4)」であることが強く要求されるのである。リヴィウスにとって、「自由」も、イン

ペリウムも、両者ともが良い面も悪い面も含めて連続的なものとして最初から理解されているのであり、そのようにしか使用されていない。このリヴィウスの用法に従うかぎり、「自由」が共同体における支配者の地位につくなどということは不可能であり、たんなる矛盾にほかならない。あるいは、きわめて「過大な」、共同体にとつてあつてはならない事態として受けとられるだろう。「自由」はそもそも、今日、いわれる自由とは、その意味するところの射程がちがうのである。したがって、リヴィウスのテクストに依存するかぎり、ローマ時代の「自由」は、今日の自由と比較して、それほど自由ではなかった、ということは、文字どおりの意味で当たり前のことであり、ほとんど何もいっていないに等しい。

第三章 調和する「自由」リベラタス

リヴィウスにみられる、「自由」やインペリウムのこのような用法は、実際、よくいわれているように、きわめて「共同体（あるいは公共）publicum, res publica」中心的なものである。なぜなら、二面的／連続的な「自由」、二面的／連続的なインペリウム、これらを評価するか、非難するかは、いつも、「共同体」の「調和concordia」という観点から判断されるからである。キケロは、その著作『De Re Publica（慣例に従い、『国家』と略記）』において、「共同体res publica」とは、「市民の

ものres populi」であるとしたうえで、市民とは、何らかの方法で集められた人間のあらゆる集合ではなく、法についての合意と利益の共有によつて結合された民衆の集合である、と言っている（1, 39）。また、そのような共同体においてconcordiaは、「安寧のための最強最善の絆」である、としている³⁹。インペリウム（支配）の側に立つにせよ、「自由」の側に立つにせよ、他方の側を念頭に置きながら自らの「節度」を保つことによつてはじめて、「共同体」の「調和」が可能になるのであり、一方、「節度」を保ちえず、相手に対して「度を越えた」ふるまいがなされるとすれば、それはただちに「共同体」を「不調和discordia」へと導いてしまうだろう。たとえば、以下のように。

また、傲岸不遜な王を追放してあの大きな荣誉に輝いたブルートゥスにしろ、未熟な自由を熱望するあまり以前の王たちの誰かから王権をもぎとっていたら、疑いもなく当のブルートゥス自身がこの上ない共同体publicoの災厄を招いたのであろう。というのも、牧人たち、流れ者たちからなるあの平民、すなわち自らの市民からの離脱者たちが、不可侵の聖域の保護下なり、自由のもととなり、処罰免除のもとに入り、王の畏れから解放され、護民官の攻撃の嵐に煽られ始め、「もともと彼らには」他人の都市で父たちと争い始めていたら、妻子の絆とか、長くなじんだ土地そのものへの愛着が彼らの心を一つに結ぶまでに至つ

ていない時、どんな事態になつていたらう。まだ成長し

切らない共同体は不調和のために離散してしまつたのである

① Dissipatae res nondum aduetae discordia forent(2, 1, 3-5)。

秩序の不調和 discordia¹ この都市の宿弊たる父たちと平民の抗争——その間、我々はインペリウムの節度を、諸君は自由の節度を欠いた dum nec nobis imperii nec vobis libertatis est modus(3, 67, 6)。⁽⁴⁰⁾

リヴィウスのこのような説明は、一読してきわめて単純化された図式的な印象を与えもする。しかし、彼の「自由」や「インペリウム」の二面的／連続的な用法を考慮に入れるなら、それらが相互作用によつて一定しえず、それゆえ、concordiaと目されるものは絶えずその場所を変えており、公職者や平民トリーブヌス、あるいは元老院による微妙な舵取りが要求されたと考えられるのであつて、このような形式化を逸脱する揺れが、むしろ複雑なローマ固有の政治学を起動させているのである。また、ここに見られる「共同体」中心的な言説をもつて、ローマ市民、あるいはその「自由」は「共同体」に従属したのだ、などと早急に結論すべきでもない。我々は、これまでそうしてきたように、この publicum についても、もつと慎重な態度をとるべきである。

1. 「節度」^{モラテオ}と「公私」の区別について

『創設以来』にみられるように、ローマ市民は、「自由」やインペリウムの「節度」を保たねばならない。この「抑制」、あるいは、その反対を意味する「過大さ」は、具体的にはどのような状態を指しているのだろうか。実際、この「節度」は、今日、我々がイメージするような道徳的で、抽象的なものではなく、⁽⁴¹⁾ 当時において、きわめて実践的な見地から考えられたものである。⁽⁴²⁾ そこでポイントになるのが、「公的なもの publicum」と「私的なもの privatum」の区別である。リヴィウスによれば、「公的」であるかぎりにおいて、「自由」やインペリウムはまさしく、「節度」を保ちえているのであり、また逆に、「私的」であるかぎりにおいて、それらはたしかに「過大」なのである。

ところで、断つておくが、ここでわたしがいつているのは、ラーフラウプのいうような区別、すなわち、⁽⁴³⁾ 共同体全体を顧慮した政治的自由と、共同体成員それぞれの要求する自由との区別のことではない。そうではなく、リヴィウスにとつて、「公的なもの」と「私的なもの」がどのように区別されていたのか、その区別自体を問題にしている。

では、実際に例をあげて検証してみよう。

五月十五日が来た(前四四九年)。公職者は全く選挙されず、もはや一〇人委員ならぬ私人一〇名が、インペリウムを

揮つ気持も衰えなければ、公職を顕示する職務標識もそのままに立ち現れる *privati pro decemviris neque animis ad imperium inhibendum imminuit neque ad speciem honoris insignibus prodeunt*。紛れもなく、これぞ王政と思われる。人々は永久に失われた自由を悼み嘆く。解放者は誰ひとりなく、やがて現われようとも思われない。市民自身が意気消沈したばかりでなく、近隣の市民すらローマ人を侮りはじめ、自由なきところにインペリウムがあることを憤慨していた(3, 38, 12)。

これは先に、後半部の「自由なきところにインペリウムがある」という点に注目してあげた例だが、今回はとくに前半部に注目する。インペリウムを保持する一〇人委員が選挙によらず任期を延長したことが、「私人」と呼ばれる原因になっており、そのことが王政に比せられている。また彼らが、「liberator」、ホラティウスによつて、「一〇人のタルクイニウス王 decem Tarquinius」(3, 39, 3)と呼ばれたことも付け加えてよからう。傲岸不遜のタルクイニウス王は、リヴィウス、あるいはその他年代記作家の示すところでは、「彼は、市民の決議も得なければ neque populi iussu、父たちの承認もなく neque auctoribus patribus 王位についた人(1, 49, 3)」であり、「歴代の王の中で、この人だけが、共同体全般のことを元老院に諮問するという以前の王たちの受けついできた慣習を破り、一族

腹心に諮つて共同体のことを切り回し、戦争、講和、条約、同盟を、市民や元老院に諮ることなく、意のままに相手国を選んで自身の一存で締結し、また、破棄した(1, 49, 7)」のであり、「神殿建立の」労働に平民を駆り立てた(1, 56, 3)のであり、またその息子は情欲に任せて他人の妻を姦通した(1, 57, 58)。伝承によつてか、あるいはリヴィウス当人の意図によつてかは知るべくもないが、およそ、「私人」と呼ぶにこれほどふさわしい者はいないというほどの人物として、タルクイニウスが仕立てられているのがわかる。また、次のような記述も見逃せない。

〔セルウィウス王の〕インペリウム自体は非常に穏やかで、中庸を得ている、やはり一人者 *unius* の支配であるがゆえに、彼はインペリウムを手放すつもりだった、と述べる著作者たちがいる。身内のもの(タルクイニウス・スールプス)の犯罪が、祖国に自由をもたらすべき計画を、彼の考慮半ばに中断しなかつたならば、というのである(1, 48, 9)。

リヴィウス自身、この伝承におそらく懐疑的ながら、『創設以来』序文で記したように、そこに倫理的価値を認めてこれを書き加えたのであろう。これらのことを勘案するに、「私人」としてふるまう、ということとは、何にもまして、「王」として

ふるまうことであるが、とりわけ、インペリウムを、父たちあるいは元老院に諮ることなく、また市民の同意を得ることなく用いることであることがわかる。つまり、仮にそのインペリウムの保持が選挙によって、あるいは元老院によって認められたものであったとしても、「役職 *magistratus*」(とくにここではインペリウムを保持する上級役職である、ディクタートル *dictator*、コンスル、プラエトル *praetor*、プロコンスル *proconsul* など) に就いていることは何ら「公」であることの保証たりえないのであり、たえずその行使の是非を「公」に問うことによってはじめて「公」たりえたということである。

同様のことが、「自由」にかんしてもいえる。

ここ(「元老院」で圧倒的反対意見によって凱旋式が否決されたとき、護民官ルキウス・イキリウスが両コンスルの凱旋式を市民に提案した。これを阻止するため多くの人が進み出たが、なかでもガイウス・クラウディウスが声を励ます。両コンスルは、敵に勝利した凱旋式でなく、父たちに勝利した凱旋式を挙げようと望んでいる。徳に対する名誉でなく、一護民官への私的尽力 *privato merito in tribunum* に対する見返りが求められている。これまで凱旋式が市民によって議せられた例はない。その名誉の評価と判断はいつも元老院に属した。この最高身分の尊厳は王たちでさえ減じはしなかった。護民官たちは、いかなる公

共の評議 *publicum consilium* の存在も許すまいとばかり、万事に権限を押し通すべきではない。各自、自らの権利、自らの尊厳を保持してこそ、はじめて市民団は自由であろう。法は均しくあろう、と。ほかにも年配の父たちが同趣旨の見解を数多く述べたが、全護民官が提案を受け入れた。その時はじめて元老院の承認なく、民会決議によって凱旋式が挙げられた(3, 63, 8-11)。

この発言は、あの「*liberator*」、ヴァレリウスとホラティウスの二人のコンスルの戦勝に対する凱旋式を提案した護民官への反対表明である。発言者ガイウス・クラウディウスは、そのパトリキ系氏族名が示すとおり、パトリキ側の領袖のような存在であり、その発言は反平民色の濃いものであるが、リヴィウスは是であるとも非であるともしていない。ただし、これまでの彼の用法に従うなら、このパトリキ側の発言の論理自体に問題があるわけではない。この文章では、とくに前半の強調部分、すなわち、「一護民官への私的尽力」、これに関しては、あくまで、二人のコンスルのインペリウムに向けられており、それが非難されているのだが、リヴィウスがいつも口にする、「自由の砦 *munimentum libertatis*」(3, 37, 5) である護民官が、「公共の評議 *publicum consilium*」を妨げる、というくぐりには、あきらかに、「自由」概念の「過大さ」に向けられているのを見てとれよう。

実際、自由を守るべく節度を保つのは困難であつて、誰しも、口には平等を望むと称して自ら高く持すうち他者 *alium* を圧迫するに至る。また、人々は、他人を恐れるまいと心がけるうち、われとわが身を人の恐れる存在にしてしまふ。現に我々は、自ら不法をしりぞけておきながら、その不法を——加えるか、蒙るか、他に方法はないかのよ——に——他者 *alios* に課すのである (3, 65, 11)。

この例は歴史的な叙述ではなく、前四四七年のローマ市の人心の不一致 *discordia* に対するリヴィウス本人の述懐である。この言説は、少し難解ではあるが、非常に重要な観点を提示している。今日の我々にとって、公私を別つのは、職業と私生活であつたり、国家とそれ以外である場合が多い。だが、リヴィウスにとつては違ふ。インペリウム——支配する権限——にとつて、「*publicum*」というものが、支配を受ける元老院議員やパトリキも含めた市民、すなわち *populus* であるように、「自由」にとつての、「公」とは、ローマ市の何らかの「*magistratus*」に就いている者、あるいはその「*役職*」そのものではなく、あくまで *populus* であり、とくにこの場合、隣にいる者、「他者 *alios*」である。つまり、ある人物が、「*役職*」に就いているか、そうでないかは無関係ではないにしても、重要ではない。また、支配・被支配と公私の区別も関連していな

い。たとえ一介の市民であろうと、「*publicum*」全体のバランスを考えて行動する者は、「*公的*」であり、またそうあるべきであつて、それを考慮しない者は必然的に「*私的*」である⁽⁴⁾。要するに、「*公私*」の区別は、実践的な観点からしかなされえない、ということである。

それゆえ、「自由」の「*節度*」を保つ、ということは、よくいわれるような、父たちやパトリキに服従することではまったくないし、また「自由」が「*共同体*」に従うといつても、それが必要以上に「自由」を制限するわけでもない。「*節度*」を保つとは、「自由」の側にせよ、インペリウムの側にせよ、主体的に「*共同体*」^{レス・プブリカ}の「*公*」の事を念頭においてふるまうことにほかならない。それが結果として「*共同体*」に「*調和 concordia*」をもたらすということは、いうまでもないだろう。ローマ人にとつて、「*節度*」の語は、「*平等な自由*」と語るだけでは、真に公平な「自由」は実現しない、という認識から出てきたものであることを理解しなくてはならない。

2. 「*virtus*」と「*maiestas*」

前四四六年のコンスル、パトリキ系氏族のティトゥス・クインクティウス・カピトリヌスは、平民に対して行つた演説のなかで、次のようにいったという（この長大な演説は、リヴィウスによれば、市民本意の護民官が述べたいかなるものよりも、平民に受けたとされる (3, 69, 1)）。

なるほど私も、クイリーテス〔Quirites; ローマ市民〕よ、諸君に好かれない。しかし、やがて諸君が私に対していかなる心を抱こうと、私のはるかに望むのは諸君自身の健在なのだ。自然のなりゆきで起こることだが、公共の利益以外、何一つ心にかけてぬ人よりも nihil praeter publicum commodum videt 大衆のもとで、己のために弁論する者が、とかく喜ばれる。ただし、公に媚びる追従者たち adstantores publicos、諸君を戦争状態にも平和状態にもおごうとしないあの平民の友〔護民官〕なる連中は諸君に取り入って諸君を煽動し、せきたてるのだと、ひよつとして諸君自身がそう考えるのなら、そのかぎりではない(3, 68, 9-10)。

少なくともキケロの時代から、この「publicum」に媚びる追従者」と、真の政治家の相違は弁論家の修行中の論題であり、また、「共同体 publicum」によせる主要な関心のひとつであったという。⁽⁴⁴⁾ここまでの考察が示すとおり、「自由」や「インペリウム」がつねに一定せず、二面的あるいは連続的なものとして捉えられ、またその善し悪しが、「公私」の区別に結びついていた以上、「自由なローマ市民」が「公」に対していかにかふるまうか——その結果いかによって、「自由」は「節度」あるものとなるう——が、主要な関心となるのは当然のこと

あった。

そこで重視されたのが、真の政治家に備わる「徳 virtus」である。⁽⁴⁵⁾「徳」の概念は、先験的かつ経験的なものであって、それを備えた者は、自然に「共同体」を「協調」に導くのであり、また、同時に「共同体」を「協調」に導く者ほそれを備えているとみなされる。つまり、「徳はひとえにその活用にかかっている」⁽⁴⁶⁾のであり、言い換えれば、《実践》的だったのである。この語は、リヴィウスにおいて以下のように用いられている。

ローマ市民の自由は徳 virtute によつて抑制されるのではなく、策略で愚弄されている(3, 10, 10)。⁽⁴⁷⁾

徳 virtute が自由を回復した。寛容あつてこそ秩序の調和は確実になるのだ、と(3, 58, 4)。

両コンスルは、敵に勝利した凱旋式でなく、父たちに勝利した凱旋式を挙げようと望んでいる。徳 virtute に対する名誉でなく、一護民官への私的尽力に対する見返りが求められているのだ(3, 63, 9)。

そこでダイクタトル(ティトゥス・クインクティウス・カピトリヌス)は「徳 virtute を称えよ」と叫んだ。「ガイウス・セルウィリウスよ、共同体を自由にせよ！」(4, 14, 7)。

キケロの規定に従えば、「自然本性によつて、徳 virtus と勇

気においてもっとも卓越した人はより弱い者を指導するのみでなく、後者ももっとも優れた人 *opimas* に従うことを欲する⁽⁴⁹⁾ という。つまり、ローマ市民が、上下関係を必然的なものとして持っているという指摘は正しい。彼らは、政治のみならず、生活全般において、たしかに、非対称的な《権力関係》を必然的なものとして導入していたのであり、したがって、優れた者——「徳」を持った者——にそうでない者が従うという意味で、ローマ市民が、「貴族主義的⁽⁵⁰⁾」であつたのは疑いのないところであろう。ただし、先述したように、「徳」とは実践においてのみ発揮されるものであつて、キケロがいうように、その「徳」が「家柄」や「富」、「名声」と混同されることがあつてはならないのである。「自由」な市民にはそれを見きわめる目が必要とされたのである。また、リヴィウスやキケロがこの法的強制力をまつたくもたない「徳」とその指導をことさらに強調するのは、もとよりその実践性において規定された概念である「自由」が、そうであるがゆえにしばしば「放縦」へと至るという認識がつねにあるからであり、それに対する実践的かつ技術的な方策として意図的に取り入れられたのである（もし、ローマ市民にとって、この上下関係が言葉の真の意味で、必然的な「こととして受け入れられていたなら、彼らはとりたててそれを強調しなかつたはずである）。つまり、この《権力関係》はあくまで共同体の「自由」行使を前提にした、「自由」あつての《権力関係》なのだ。したがって、先に引用したリヴィウスの例を見てもわかるよう

に、この「徳」は父たちにも認められるものではない。共同体の「協調」を達成するかぎりにおいて、平民の実現した「自由」は、彼らのもつていた「徳」によつて成し遂げられたのである。

この「徳」とよく似た概念として、かの「ローマ人固有の概念⁽⁵¹⁾」、「権威 *auctoritas*」を挙げることができるが、むしろ「徳」と「権威」の差異を示すほうが生産的であろう。

この *auctoritas* について、ラテン語辞典⁽⁵²⁾は、このように説明している。(一) 所有権。(二) 上位者が下位者の行為を認めること。(三) 保証、信用、確実さ。(四) 元老院見解。(五) 指導。(六) 権力、力、権威。(七) 個人の資質としての影響力、指導力。(八) 威厳、重み、根拠。(九) 個人の意向、意見。(一〇) 先例、手本、模範。(一一) 個人の威信、声望。(一二) 個人の影響力、貫禄。(一三) 物の価値、評判、人気。

また、「権威者 *actor*」についてはこのようになっていいる。(一) 証人。(二) 報告者。(三) 史家。(四) 著作者、起草者、命名者。(五) 創始者、先導者。(六) 創立者、祖。(七) 代表。(八) 手本、模範。(九) 指導者、権威者。

このとおり、「権威者 *actor*」のほうをみればよりわかるのだが、作者や、創始者、先導者、祖など、基本的に「始まり」に関わる個人の資質にこそ向けられた語であることがうかがえる。それゆえ、この語は、平民にも適用された「徳」に比して、父たち *pateres*——すなわちローマ市の建設に関わる者

であり、ローマ市民にとって祖先である——とより深く結びついている。つまり、平民やパトリキなど、誰もが備ええた(と)いうか実践においてのみ示された)「徳」とはちがいが、「権威」は、より先験的に限定されているのである。このことをもつともよく示しているのが、「*auctoritas patrum* 父たちの承認」であろう。

「父たちの承認」は、法制史研究によって、以下のように説明されている。⁽⁵³⁾ 古くは、とくに選ばれた王 *rex* のインペリウムを父たち(元老院議員)がクリア民会において承認することを指し、共和政時代には、クリア民会、あるいはケントウリア民会⁽⁵⁶⁾の決議や公職当選者に対して父たちが前後に与えた承認であり、また、公職者に与える助言を指した言葉である。「徳」同様、「父たちの承認」にも法的強制力はなく、何らかの実践を通じて声価にたがわぬことを示すことが肝要であった。また、ローマ建設の祖である父たちの家系(つまりパトリキ)が独占的に保持したアウスピキウム(鳥占い、*auspicium*)⁽⁵⁸⁾の権利とそれにもなう「中間王政 *interregnum* (コンスルの任期終了)にともなう引継ぎの際に、アウスピキウム権 *ius auspicii* 保持者であるパトリキ系元老院議員が交代で一時的に中間王 *interrex* と呼ばれる地位についたもので、名称が示すとおり、王政時代の遺制と考えられる)⁽⁵⁹⁾に深く関わっているとされる。⁽⁶⁰⁾ パトリキ系氏族はその他にも *pontifex*、*flamen*、*salii* などの祭祀職を独占していたとされ(身分闘争の過程で、前三世紀を通して

順次これらの聖職も平民に開放される)、これらの祭祀職の実践によりパトリキをして「権威」たらしめたという。

少し難解な用語が続いたが、要するに、パトリキがローマ市建設の父たちから受けついで宗教的権限のために、「権威 *auctoritas*」が、とくにパトリキに結びつくことになったのであり、また、「承認 *auctoritas*」は、とりわけインペリウムの承認を意味したということである。⁽⁶¹⁾

もちろん、リヴィウスやキケロ、その他の歴史叙述家が記しているように、少なくとも前一世紀には、この「父たちの承認 *auctoritas patrum*」は制度上はもはや形骸化していた。だが、だからといって、この「権威」概念がただちに倫理実践的価値を失ったわけではない。⁽⁶⁵⁾ この「権威」も、「徳」と同じように、「自由」を健全に「抑制」するべく意図的に導入された《権力関係》であり、倫理・実践上の技術としての価値を依然として保持したものだと思われる。とくに「権威」が重要なのは、先にも述べたとおり、著者や「創始者」の意味をもつ点であり、また「父たち」と密接に結びついている点である。したがって、あるいはこのような疑問もあるかもしれない。父たちが、創始者であるなら、それは無条件に「権威」創始者」として認められるのではないのか? だが、例に漏れず、この「権威」も、やはり実践においてのみ価値をもつ。「徳」と同じように、もし、父たちが「権威」創始者」であるなら、彼らは、当然、「共同体」に「協調」をもたらさるはずなのであり、また、そのかぎり

において、「権威＝創始者」であることが認められるのである。つまり、先験的といっても、もつと特殊な、すなわち経験的な先験性である。

しかし、どのような点において、それは経験的な先験性といわれるのか。我々は、ローマ市民が、「自由」と「子供たち」、あるいは「自由」と「書物」という語を外形上、ほとんど区別しなかつたということをすでに確認している。そして、リヴィウスが、「自由」を、「未熟」や「成熟」という言葉を用いて表現したことも確認した。キケロは、『国家』（第一巻六六・六七節）において、プラトンの『国家』（八・五六二〇く五六三二節）をラテン語に翻訳してこう語っている。すべてが生（き）のままの「自由」な共同体では、「私人と公職者のあいだのいかなる区別もなく」なり、「すべてが自由に満ち溢れるので、個人の家はどこであれ主人がいなくなり：ついには父親は息子を恐れ、息子は父親をなおおりにし *denique ut pater filium metuat, filius patrem neclerat*、恥を知る心はいっさい失われ、人々はまったく自由となつて市民と居留外国人の区別がなくなり、教師は弟子を恐れて追従し、弟子は教師をあなどり、青年は老人の重々しさをわが物となし、他方、老人は彼らに忌み嫌われないようにへりくだつて青年の遊戯を行うようになる」。

つまるどころ、リヴィウスやキケロが意図的に導き入れようとした《権力関係》とは、いわば、父と息子の関係であり、教師と弟子の関係なのであつて、これらの関係は、けつして逆転

不可能なものではないし、また、同時にかならず区別されねばならないものなのである。というよりも、むしろ、父や教師が、どれほどみずからの「権威」を正当に《実践》しえたところで、人間の自然本性に従えば、息子や弟子が、父や教師としてふるまわねばならなくなるのは時間の問題であると同時に、この時間が、両者を確実に区別するだろう。それゆえ、「権威」と「自由」の《両立》という言い方はいささか安易であり、あまり適切ではない。また、こうした関係性に不平等を指摘するのも不毛である。にしても、少なくとも親密な関係は、このかぎりにおいて、あるとみてまちがいない。「自由」とインペリウムの対位的関係を「正しく導くもの」として、この具体的な「権威」があるということだ。また、ラテン語自体が、「権威」と「自由」の関係を、「父親」と「子供」のアレゴリーとして捉えていることは、本論の考察する「自由」概念を、リヴィウスのみならず、ローマ市民——ラテン語を話す人々——に拡張して適用する可能性を示唆することにもなるだろう。

さらに、先のキケロの引用に加えて、リヴィウスの記述を引用する。

また、護民官の救助権 *ius auxilii* を、市民の提訴権 *provocatio* を、父たちを拘束する平民会決議を、法等しくするとの名目で我々（父たち）の権利の抑圧されるのに我々は堪え忍んだ。そして今なお忍んでいる。不和

discordia はいかにして終息するのだろうか。いつの日にひとつの母市をもてるのだろうか。いつの日にこの祖国が市民共通のものになるのだろうか。敗者の我々は勝者の「諸君〔平民〕」よりも心静かに落ち着いている。我々が諸君を恐れるだけでは足りぬのか(3, 67, 9-11)。

この記述は、先に引用したパトリキ系氏族ティトウス・クインクティウス・カピトリヌスの平民に対する演説の一部である。キケロおよびリヴィウスのこの記述から、『権力関係』について、もうひとつの指摘が可能になる。もはや賢明な読者にはおわかりだろうが、この『権力関係』は、往々にして、上位者が、下位者を「恐れる memo」⁷⁶ であり、上位者自身、そのことに自覚的なのである。したがって、ローマ市民の「自由」概念には「上下関係」が付随するといっても、それは一般的に理解されているような上下関係とはまったくちがう、ということにあらためて注意を喚起しておかねばならない。

3. 平民によるローマ市からの「分離」^{セケンシオ}

リヴィウスが、「自由の誓」と語る護民官やプロウオカティオ権を、平民はいかにして獲得したのか。これについても論じなければ、片手落ちである。実際リヴィウスは、この歴史的な過程を、「自由」にとつてきわめて重要な要素として理解していた。

護民官やプロウオカティオ権を獲得するために重要な過程となつたのが、「分離 *secessio*」⁷⁹であつた。平民は、パトリキへの政治的不満に応じて数度、集団での「分離」を試みている。⁷⁰ はじめてこの「分離」が敢行されたのは前四九四年、平民の債務奴隸制 *nexum* をきつかけに起こつたとされ、このとき、護民官を得たのである。この出来事にかんするリヴィウスの記事はきわめて簡潔なものであり、また、彼自身、諸伝承により相違があることを認めている(3, 32, 3) ことからわかるように、当時からすでに曖昧な記憶しか伝わっていなかつた。よつて、『創設以来』での扱いは、むしろ前四四九年の「分離」の比重がきわめて高くなつている。このときの経緯を簡単に述べると、前四五一年のプロウオカティオ権を無効とする一〇人委員就任によつて、コンスルとともに護民官は廃止させられており、その後、選挙を経ず任期を延長した一〇人委員の「傲岸不遜」が、平民たちに二度目の「分離」を敢行させ、再び、プロウオカティオ権が復活し、定員一〇名の護民官が創設されることになる。

この「分離」は、今日では「市外退去」などと意識され、また兵役拒否と混同されがちであるが、少なくともリヴィウス自身、「兵役拒否 *annuo dilectum*」とは区別して使つており、⁷¹ 注意が必要である。分離先となつた、アウエンティヌスの丘、あるいは聖山 *Mons Sacer* は、市域を示す *ポメリウム* *pomerium* の外側(インペリウムの行使は、戦時を除いてこ

の領域内に限定された)、すなわち市外にあり、また聖山に集まった平民に対して元老院から派遣された二人の「liberator」、ヴァレリウスとホラティウスがレガトウス(使節、外交官 legatus)と呼ばれていること(3, 53, 6)も示唆的であるように、この「分離」は、まさに、文字どおりローマという「共同体」からの分離を意味した(念のため付け加えておくが、現実に平民がそれを望んでいたかどうかではなく、『創設以来』でどのように表現されているかを問題にしている)。

この「分離」の歴史学的な考察は抜きに文字どおりの意味に捉えたうえで、確認しておくべき基本的なことがいくつもある。ひとつは、「分離」を敢行する平民に対して一〇人委員、あるいは元老院が派遣したのが軍隊ではなく、「使節」であること、つまり、強制ではなく説得という手段を用いていること。またもうひとつは、リヴィウスが、二巻の冒頭、すなわち共和政の開始期に、平民を、「牧人たち、流れ者たちからなるあの平民、自らの市民からの離脱者たち *pastorum convenarumque plebs, transfuga ex suis populis*(2, 1, 4)と呼んでいること。これらから判断するに、そもそも平民は、債務さえなければ、「共同体」から「分離」する——「共同体」からの離脱——という窮極の《自由》を保持している。ラテン的な比喩を使うなら、ローマ人は、ある「著作家 *auctor*」の作った「書物 *liber*」を、読まない、という窮極の《自由》を保持している。したがって、平民は、パトリキに服従しているわけでもなければ、不当

に拘束されているわけでもない。元来、移民であつた平民は、パトリキ側に *superbio* があれば、「分離」の権利を行使しえたのである。地中海周辺の人々が、生地に縛られず、地中海をまたにかけて都市間を移動し、ときには集団で植民して、新たな都市を共同体を建設しさえした、という側面をつねに銘記しておくべきである。ただし、リヴィウスの考えではそのような《自由》は「自由」ではない。つねに「共同体」公共」という観点から判断されるのが「自由」であり、「分離」はたんに「分離」としてしか映らなかつただろう。それは、もはや「不調和 *discordia*」とも呼ばず、したがって、悪しき「自由」でさえなかつた。これは、今日の認識からいっても、まったく道理にかなつたことではないだろうか。「書物」は読まれてこそ、「自由」なのだ。

終章 ローマ人の「自由」^{リベルタス}概念について

我々は、ここまで、リヴィウスのテキストに現れる「自由」の周囲に、どのような言葉がいかにしてはりめぐらされているのかを検証してきた。その際、たえず「自由」を言葉の網目のなかにおきなおし、「自由」を中心化せぬよう細心の注意を払う必要があつた。そのことが読者に混乱の印象を与えたかもしれないが、論点は、次の諸点にあつた。

I. 「自由」という語が、そもそも、二面的／連続的なものとして捉えられているということ。つまり、「放縦」と「自由」は、分断されない連続的なものとしてあるということ。それゆえ、「自由」を適切に保つための「護り」が重視されたこと。

II. 「自由」はインペリウムと対法的関係にあり、一方の「過大さ」は、一方を損なうということ。そこから「節度」という考えが出てくるということ。

III. 「自由」やインペリウムは、つねに「公」という尺度で測られるということ。

IV. 「公」は、役職や元老院議員など、支配者層を意味せず、市民全体を意味すること。

V. 人々に「自由」やインペリウムの「節度」を保たせる何かを、自発的な「徳」や、あるいは父たちの「権威」と呼ぶこと。

以上の五点が、リヴィウスの「自由」概念においてとくに重要な点であり、彼は、この観点から伝承を解釈しているといつてよいのである（だからといって、伝承に恣意的な捏造が加えられたなどと考える必要はない）。「自由」を、最初から「放縦」も含めた二面的／連続的なものとして捉え、それを適切に「抑制」すべく、自発的な「徳」にもとづく《権力関係》を、それに頼ることができない場合には、父と子、あるいは教師と

弟子⁽⁷⁾”という実践的かつ具体的な関係としての「権威」という《権力関係》を意図的に導入する。このような「自由」概念は、端的にいって、ふつうに考えられている——というよりは、不可解なまま放置されている——よりも、複雑かつ高度なものであるといわねばならない。そして、もつとも重要な点は、「自由」が、適度な実践によって示されるかぎりにおいて「自由」たりうるということであり、生まれた瞬間にひとが有しているといわれる、先験的な近代的自由概念とは、根本的にその意味の中心が異なるということである。つまり、リヴィウスのテクストが「自由」を論じる際に特徴的なことは、もっぱらその行使の実践的諸側面にのみ向けられていたことである。近代の歴史学者がローマの「自由」を低く見積もってしまった原因の一端はここにあるし、また同じ誤解を恐れずにいえば、ひとが自由であるべきか否かは、リヴィウスにとっては問題関心の外なのである。

我々がこの『創設以来』を読むとき、リヴィウスは、歴史的出来事を記述したのではなく、むしろ市民と父たちの繰り広げる「節度」と「過度」あいだで、「自由」とインペリウムが揺れ動く様を一四二巻にわたって——今日手にすることができるのはそのうち三三巻に過ぎないが——執拗に描きつづけたのではないか、という印象すら受ける。その意味では、歴史叙述である『創設以来』の信憑性を疑う論者がよくいうように、そしてそういう論者がわれ知らずそうであるように（当然わたしも

そこから逃れられているとはいえない、たしかに、自身の生きた紀元前後一世紀の社会状況がその記述に反映されているといえそうである。⁽⁷⁴⁾ このテキストは、それゆえきわめて実践的な書物であろう。

今日の自由概念との相違をめぐって、以上五点のうち、とくに決定的なのは、「公」に対する考え方のちがいである。周知のとおり、ギリシア人のプルタルコスや、ハリカルナッソスのデュオニシオスが羨望と驚きをもって評価していたが、ローマ人は、他の共同体の宗教に対して寛容で、また移民や敗者に対しても次々に市民権を与えている。そしてリヴィウスが誇らしげに語っていたように、ときにはサビニ系の移民であるクラウディウス家をその声望に応じて父たちと同列に扱いきえした。

つまり、彼らローマ人の「共同体」は基本的に——もちろん例外はいくらでもあげられようが——開かれていたのであり、そのうえで、ローマ人は、自らの「共同体」を、「市民のもの res populi」と属格で呼んだのである。このような「共同体」

において、「自由」を一義的に善いものとして評価することは危険だった。ましてや、ローマが地中海に拡大し、カエサルらによる市民権のばら撒きによって市民が飛躍的に増大していたリヴィウスの時代にあつては、「自由」はきわめて危険なものになっていたのである。なぜなら、ローマの拡大とは、当然、インペリウムの強大化を意味したが、インペリウムの強大化は必然的に対位法関係にある「自由」をも増大させるからで

ある。もし、この膨れ上がった「自由」が「徳」を失い「放縱」にいたるようなことがあれば、もはや父たちの「権威」でそれを適切に導くことはかなわなかつただろう。そうした状況を考慮するならば、彼はむしろ「人民派」にも「門閥派」にも、驚異的に公平かつ透明な態度で歴史を物語っている。だが、にもかかわらず、『創設以来』の中に、「自由」に対するあきらかな危惧の念を見いだすことができる。おそらくそれは、彼が意図したとおりである。そもそもこのテキストの公刊自体が、当時市民の急増——すなわち、インペリウムと「自由」の増大——によって父たちの「権威」の維持がきわめて困難になつていた「共同体」が、『帝国』への道を突き進むことに対する批判あるいは警鐘でもあつただろう。共和政時代のローマ人の「自由」概念をネガティブに評価する者は、ひよつとして、リヴィウスのこうした意図を、まるで隠された真実であるかのように解釈しているのではあるまいか？ さもなければ、彼らは『創設以来』という書物を読んでいないのである。

さて、リヴィウスのテキストにみられるこのような「自由」概念は、まったく彼独自のものなのだろうか？ わたしは以下にあげたいいくつかの点から、そうは思っていない。まず、彼のように「公」を中心におく視点は、前二世紀に初めてラテン語の歴史叙述（『起源 origines』）を残した大カトー、あるいはキケロに共通してみられる伝統的な視点でもあるということ。それゆえ、リヴィウスの視点が特別に个性的であるということも

なければ、特別に私的なわけでもない。また、彼は歴史家として名を残したが、哲学者として当時から評価を得ていたわけではないということ。哲学的には、むしろ彼は凡庸ですらあつただろう（これはおそらくリヴィウスには褒め言葉であろう）。

また、この『創設以来』は、⁷⁶「自由」を批判したストア哲学者たちは、「自由」の理想像を共和政時代の記憶のなかに見いだしたのであり、そのことをより古い時代のリヴィウスのテクストがまさに証明しているのである。

そして、「自由」を、そもそも二面的／連続的なものとして、リヴィウスは、何の説明もなしに用いているということである。

とはいえ、このような疑問も湧いてこよう。物事を連続性のなかにおいて捉えるという点に堪して、それをローマ人に特有のものの方だとするのは行き過ぎではないか？ そこには、ストア哲学の痕跡を見いだすのが正解なのではあるまいか？ 実際、キケロはギリシアに遊学し、そこでさまざまな哲学を実地に学んでおり、そのなかにはもちろん、ストア哲学も含まれていた。そして、リヴィウスはまがいなく、そのキケロの著作を読んでいる。⁷⁷だが、それにしても、ローマにおいてこの思想の流行が表面化するのには紀元後一世紀後半以降のことであり、ならば、それに先んじたリヴィウスは哲学的にも優れていたということになるのだろうか？

いや、この問題の焦点は、じつはストア哲学にはないと思われる。この『連続性』の観点が、ストア哲学によるのか、ローマ人固有のものであるのか、この二者択一にかかわらず、さま

ざまなギリシア哲学のなかでもとりわけストア哲学の倫理思想を好んで受け入れる理由を、ローマ人がすでにもつていたことに変わりはないからである。むしろ、帝政期に変質していく「自由」を批判したストア哲学者たちは、「自由」の理想像を共和政時代の記憶のなかに見いだしたのであり、⁷⁷そのことをより古い時代のリヴィウスのテクストがまさに証明しているのである。

「自由」は、その適度な実践によつて、示されるものであつた。だが、帝政期に、それは皇帝インペリウムによつて庇護されるもの、すなわち、あらかじめ認められた権利、徹頭徹尾先験的な概念に変質しようとしていた。リヴィウスの描いた共和政時代において、「自由」の護りが意味していたのは、あくまで放縦と逸脱の陶冶だった。皇帝によつて認められた権利として一方的に護られることを意味したことは一度もなかった。

この時代、しばしばコインに刻まれた皇帝の顔と「公共の自由 *libertas publica*」あるいは「公共の自由の保護者 *adsertor libertatis publicae*」という言葉は、共和政時代にあつた、「自由」とインペリウム、そして「徳」と「権威」が織りなした複雑で高度な関係がもはや失われようとしていたことを、如実に現わしている。

【註】

- (1) 本論では、*libertas* (一般に自由と訳される) を、今日的な自由と区別して論括弧()で用いる。また、同様に、*auctoritas* (權威) を *virtus* (徳) などの「權威」「徳」などとする。
- (2) Th. Mommsen, "Die Patricische Claudier", in: *Zuerst gedruckt im Jahre 1861, FR1 1864*, pp. 285-318.
- (3) E. Meyer 『ローマ人の国家と国家思想』鈴木一州訳 岩波書店、一九七八年、二二一-二三頁。(E. Meyer, *Römischer Staat und Staatsgedanke*, 3. Aufl., Zurich/Stuttgart 1964.)
- (4) J. ブライネン、村上淳一、石井紫郎訳『ローマの共和政』山川出版社、一九八四年。
- (5) K. A. Raaflaub, "Freiheit in Athen und Rom: Ein Beispiel divergierender politischer Begriffsentwicklung in der Antike.", *Historische Zeitschrift* 238, 1984, pp. 529-567. (以後 "Athen und Rom" と略記); id., Entdeckung der Freiheit, München 1985. (以後 "Freiheit" と略記)。
- (6) 南川高志『ローマ皇帝とその時代』創文社、一九九五年、二八-九頁。
- (7) F. Millar, "The Political Character of the Classical Roman Republic, 200-151 B.C.", *JRS* 74, 1984, pp. 1-19; id., "Politics, Persuasion and the People before the Social War (150-90 B.C.)", *JRS* 76, 1986, pp. 1-11; id., "Political Power in Mid-republican Rome: curia or comitium?" *JRS* 79, 1989, pp. 138-150; id., "Popular Politics at Rome in the Late Republic", in: I. Malkin/Z. W. Rabinovich (eds.), *Leaders and Masses in the Roman World. Studies in Honor of Zvi Yavetz*, Leiden/New York/Kohn 1995, pp. 91-113. これら各書并せて『ローマの共和政』(以下、本論)の「ローマの國家と共和政」を参照す。L. A. Burchardt, "The Political Elite of the Roman Republic: Comments on Recent Discussion of

the Concepts nobilitas and homo novus", *Historia* 39, 1990 があるが、このクリヒンナー關係が史料上積極的には認められなからず、P. A. Brunt, "Cluemela", in: id., *The Fall of the Roman Republic and Related Essays*, Oxford 1988, pp. 382-442 の方が説得的。

(8) Raaflaub, "Athen und Rom", pp. 529-531.

(9) Ibid., pp. 564-567.

(10) パトリキは「パトリス(父 pater, plures)の後裔」を意味する。パトリス(父たち)は元老院議員、王政の時代には王の諮問会のメンバーを指した言葉であり、ローマ市民団の構成上、一般に貴族に位置付けられる。Plutarchus, *Romulus*, 13 によれば、ロムルスによつて指名された百人の相談役をパトリキウスと、そしてその集まりをセナートゥス(元老院)と称した。リヴィウスを読むにあつて注意するならば、この「パトリス」は、基本的には「一般名詞としての「父たち」を示し、より限定するとしても、たんにローマに貢献した過去の偉大な者に対して広範に使用されるのでもなく、よくに貴族を意味していることである。たとえば、3. 52. 3-4 におつて示されるように、平民の父たちを示す例も当然ある。「パトリス」が特定の家系を指して用いられているかどうかは、文脈に応じて判断せねばならぬ。本論は、貴族と父たちが同じ pater とする言葉で区別されていながら、パトリキウスとパトリキウス patres の貴族として、それが意識されることを強調しては来ない。

(11) G. De Sanctis, *Storia dei romani*, 12, 1967, Firenze, 228f. パトリキウスは役職の独占とカーヌ化を共和政期以降の漸次的な現象とする。A. Momigliano, "The Rise of the plebs in the Archaic Age of Rome", Raaflaub, K. A. (ed.), *Social Struggles in Archaic Rome. New Perspectives on the Conflict of the Orders*, Berkeley/Los Angeles/London 1986, pp. 105-129. ("Rise of the Plebs" と略記); id., "The Origins of Rome", *The Cambridge Ancient History*, 2nd ed., vol. 7 part 2, 1989, pp.

52-112. ("Origins" と略記) なごに受けつがれ、ほぼ通説である。

(12) Momigliano, "Rise of the Plebs", pp. 184-187; "Origins", pp. 52-112. 古くロンズ表 Fasti に見られる平民氏族名を「後代の捏造ではな、コンスタクリプティである」と指摘した。

(13) ポリュビオスは、歴史家に必須の条件として、史料の研究のほか、歴史の舞台となった場所を実際に訪問するべき、政治家および軍人としての経験をおびてくる (*Historiae*, 17, 25e: 25d) が、リヴィウスは政治家や軍人としての経験もないばかりか、ギリシアを訪れたことさえないという。オウグルヴィーは、元老院や公職に就かなかつたことが、元老院会議の議事録や条約の本文、法、大神官団の記録に直接あたることを不可能にしたために、「その歴史叙述に深刻な結果をもたらした」という。R. M. Ogilvie, *Early Rome and the Etruscans*, London, 1976, pp. 15-29.

(14) エネカに *Epistulae Morales ad Lucillum*, 100, 9) リヴィウスは「哲学にも歴史にも数えられる對話と」、哲学的内容であると認められる本を書いた」という。

(15) 毛利晶「伝説とローマの歴史記述」『ギリシアとローマ古典古代の比較史的考察』河出書房新社、一九八八年、三三五頁。

(16) P. G. Walsh, *Livy: His Historical Aims and Methods*, Cambridge, 1961, p. 49.

(17) H. Nissen, *Kritische Untersuchungen über die Quellen der vierten und fünften Dekade des Livius*, Berlin 1863.

(18) リヴィウスのみならず、ローマの歴史叙述 historiography に関する概括的な研究として、A. Momigliano, *Studies in History*, New York, 1936. 石川勝二「ティトゥス・リヴィウスと初期ローマの歴史——ローマの歴史叙述の問題性について」『愛媛大学教育学部紀要』(人文・社会科学)二二、一九八九年。

(19) P. G. Walsh, op. cit., pp. 20-45, pp. 110-137. ローマの歴史叙述にしばしば見られる不公平、すなわち共和政の最後の一世紀の政治的な厳しい対立が反映した不公平はリヴィウスにも見ら

れるという。

(20) T. J. Cornell, "Alcune riflessioni sulla formazione della tradizione storiografica su roma arcaica", in: *Roma arcaica e le recenti scoperte archeologiche*, Milano 1980, pp. 19-34; id., "The Value of the Literary Tradition Concerning Archaic Rome", in: K. A. Raaflaub ed., *Social Struggles in Archaic Rome: New Perspectives on the Conflict of the Orders*, Berkeley, Los Angeles and London 1986, pp. 52-76.

(21) たとえば、ウオルシユやオウグルヴィーが指摘する党派性だが、政治的な転換期でもあったリヴィウスの時代に、ある程度の教養をもち、投票権を有するローマ市民が、何らかの政治的意見をもっているのはきわめて当然のことであり、『創設以来』に現われた記述から党派性を指摘するのは困難であつて、たんに歴史的信憑性を疑うために過度に取りあげられていることがあふ。

(22) David W. Packard, *A concordance to Livy*, Harvard University Press, 1968. この数字は、あくまで現存する『創設以来』による。

(23) ガリア人のローマ市占拠のときの火災により、カピトリウムを除きほとんどが焼失し、大神官が日々の出来事を記した『大年代記 Annales Maximii』など、それ以前のことを記した古い記録などは失われてしまったという。もともと、この火災にまつて記録が失われたかどうかを疑ふ説 (B. W. Frier, *Libri annales pontificum maximorum: The Origins of the Annalistic Tradition*, Roma 1979 年) がある。

(24) ガリア人のローマ占拠にいたるまでの歴史に、ディオニュシオスは全二〇巻中一三巻を割いた。それに対し、リヴィウスは、ディオニュシオスと同じ第一次ポエニ戦争勃発までに区切つても、一六巻中わずか五巻にすぎない。古い時代の歴史の記述に積極的であった歴史家として、グナエウス・ゲッリウスや、ディオドロスなどをあげることができよう。

(25) R. M. Ogilvie (*Commentary on Livy Books 1-4*, Oxford 1965, pp. 5-17) は、後期年代記作家の三人のうち、リキニウス・マケルはマリウス派、ヴァレリウス・アンティアスはスツラ派であったとし、リヴィウスはこの二つをともに主要な典拠としたこととしている。

(26) Fr. Klingner は、後期年代記作家は共和政初期の半ば空白の時代の出来事のある家柄の者が立てた武勲に仕立て上げたこと、非難しつつも (*Römische Geisteswelt*, München 1961, p. 81) また E. Badian は、後期年代記作家を短編作家か小説家として扱うべきだとすることこそ (*The Early Historians*, in: T. A. Dorey, ed., *Latin Historians*, London, 1966, p. 18) だが、D. Timpe のように、後期年代記は修辭学的で、自らの家を誇示しようとするプラグマティックな目的意識に即して書かれたものの、彼らは元老院議員であり、当然、他の元老院議員の目もあつたのだから、過度の捏造は不可能であり、そのすべてを否定する必要はない、ということ者もある (*Erwägung zur jüngeren Annalistik*, in: *Anzke u. Abendland* 2, 1979, pp. 99-119)。この指摘は妥当である。

(27) 第一巻の序言で、リヴィウスは以下のように述べている。「さらに、わたしの主題は、七百年以上も遡り、それ自身の重要性によってほとんど重みを増している頼りない起源から探求するという、際限のない苦勞を招いている。また同時に、起源とそれに連なる時代についての著述も、またも満足を与える代物ではなく、ほとんど疑わしいものと思われた。というのも、それらの著述は、ひとびとの意志がそれとは意識することなく作用している現代に、あまりに早急に適用させようとしているからである (I, 1, 4)。また、次のような記述もある。「こうした年代の不一致は歴史を混乱させており、公職者の就任順をとってみても〔著作者によって〕各人各様なので、いったい前任者に続いて誰と誰がコンスルになったのか、各年にどんな出来事が起こったのか、またその遙か昔に属する典拠も、当の著作家

たちによつてさえ、定かにしがたいだろう (2, 21, 4)」。このような記述は他にもいくつか散見される。

(28) 「都市が確たる基礎を築く以前の時代に属するそのような伝承は、むしろ現在に基礎を置いており、またむしろ真実に値する歴史的証拠よりも詩的な伝説によつて粉飾されている。わたしは、そのような伝承を確かめるつもりもなければ、否定するつもりもない (I, 1, 6)」。

(29) Livius, 1, 1, 7-9, 4-6, 7, 「(父承) には、わたしがすべての読者に深く注意してもらいたい問題がある。それは、人生やモラルというものは以下のようなものである、ということである。すなわち、平和時にも戦時にも、権威ある支配が築かれ、広がつてゆくことを通じて、人々は、いかに規律への緊張を次第に失い、モラルが遠ざけられてしまふか、伝承は、このことに気づかせてくれる (I, 1, 9)」。

(30) Raafaub, "Athen und Rom", pp. 564-567.

(31) Tribunus Plebis は平民トリブヌスと訳するのが無難だが、慣例に従い護民官とする。

(32) 「父たちの見るところ、両コンスルが平民一辺倒のあまり、父たちの安全と自由 *patrum salus libertasque* はパトリキの役人に先んじて平民の既人が顧慮する有様であり、また政敵たちは自ら下した処刑に既に飽きており、明らかに彼らの放縱に両コンスルが正面から対抗するまでもないのであつた。元老院とてずいぶん弱腰で評議したと語る人が多かつた。父たちは両コンスル提案の法を承認したからというのである。いかにも、共同体の政情騒然たる折、父たちが時勢に屈したのは疑いなかかつた (3, 59, 4-5)」。この文章はみるべき箇所が多いが、さしあたり、父たちにも「自由」があることを確認しておけばよい。

(33) 「しかしながら、人々の意向はさまざまであつて、王によつて支配されることが、彼らの普遍的な意志なのである。というのも、かれらはいまだ甘い自由 *liberatus dulcedine* というものを味わつたことがないからだ (I, 17, 3)」。他にも、隣

接条件を緩和すれば、「その一方では忠言して、王を追放する流儀がひろまるのを拱手傍観してはならないと説いた。自由そのものが充分に甘美なのだ *Satis libertatem ipsam habere dulcedinis* (2. 9. 2)」という例 (ローマを追放されたタルクウィウス王の一族が、各地の都市に援助を求めたときの言葉) がある。また、キケロの『国家』について『第一巻四七節(岡道男訳、『キケロ選集8』岩波書店、一九九九年、四二頁に、以下のような記述がある。「したがって自由は、市民の権限が最大である共同体を除いて、いかなる定住地ももたない。たしかに自由より甘美なものは何一つありえず、またそれは公平でなければ、けっして自由ではない。」

(34) ローマでは、奴隷所有者が奴隷を法廷で奴隷解放の意志を表明する際、奴隷に杖で軽く触れたといい、その杖を *vindicta* と呼んだ。言語学的には *vin-decere* で「力の表明」となるらしい。解放奴隷と *vindicta* (杖) の結びつきを示す伝承を、リヴィウスも述べている (2. 5. 9-10)。

(35) この文章中の、使節の発言は、対照法によるきわめて修辭的なものである。文中、「自由・放縦」「是認・放任」「自由・専制」「父たち・平民」、そして最後に「剣・楯」など。もちろん、この発言内容は、ある程度、一般に受け入れられた伝承のひとつであると考えられるべきだが、リヴィウスの強調の意図がきわめて多分に感じられる文章である。

(36) 護民官 *tribunus* (*tribunus plebis*) に関して、諸説あるものの、リヴィウスによれば、前四九四年の平民による市外退去(分離 *secessio*) 後に、父たちに認めさせたのが、この役職であったとされる。平民の援助権 *auxilium* をもった。定員は、少なくとも前四九九年以後、一〇名となった。それ以前はリヴィウスの時代からすでに明確ではなかったことが、2. 38. 26 に記されている。

(37) 南川、前掲書、二一九頁。

(38) たとえば、「市民は誰にも王たることを許さず、しかも、ロー

マにおいて自由を危うくする者の存在することを許しはしない (2. 2. 5) など。

(39) キケロは『国家』において、「調和 *concordia*」に関して、以下のように言っている。「琴や笛、さらに歌そのものや音声が必要であり、それが変えられ、あるいは外れるなら、訓練を受けた耳は耐えることができないように、またその調和がきわめて多様な声の統御によって一致融合 *concordia* したものとなるように、そのように、音に比すべき上中下の階級からなる共同体は統御された理性のゆえにきわめて多様な要素の一致において調和 *concordia* する。そして、歌において音楽家によって調和 *concordia* と呼ばれるものは、共同体においては一致 *concordia*、すなわち、すべての共同体において安寧のための最強最善の絆であり、一致 *concordia* は正義なくしてはけっして存在しない (2. 69)。」

(40) この文章は、前四四六年のコンスル、パトリキ系氏族であるティトウス・クインクティウス・カピトリヌスの長大な演説の一部である。六七章から六八章までつづくこの演説全体が、平民と父たちの *concordia* と *discordia* を主題としている。この演説を、平民に父たちへの服従を迫るものとする従来の見解(鈴木訳「建設以来」(X) 一三三頁など) は承服しがたい。

(41) 「節度」のような主題はストア哲学によくみられるものである(とはいえ、プラトンやクセノフォンなどにも同種の主題が繰り返し語られている)。ローマがギリシアに進出しはじめた前二世紀以降、このストア哲学が、とくにキケロやピロデモスらによって、ローマに導入されるわけだが、ギリシアの哲学の中でもとりわけてこのストア哲学の倫理思想が流行したのは、キケロらローマ人が重視した「実践的」観点からみて優れているとみなされたからである。今日の我々からみて、「節度」は実践的価値というよりは道德的でもすべし思弁的なものに見える以上、そこには、我々とは根本的にちがう認識論的布置を見

い出すべきであろう。もっとも、ギリシア哲学をことのほか嫌ったマルクス・ポルキウス・カトー（前二三四・一四九）が説いていたのも、「節度」だったことを想起しておくべきであろう（Pitarchus, *Cato maior*, 33 次）。

(42) Raflaub, "Athen und Rom", pp. 564-566.

(43) 「自由」における「公私」を示す別の例として次の短い一文を挙げる。この記述は、王政顛覆直後の平民の不平を述べたものである。「他の人たち」も「彼ら」も平民を指している。「万人の権利が等しくなった現在、かつての放縱をしきりに求め、他の人たちの自由は彼らの屈従に他ならない」と互いに不平を洩らし始めた *libertatem aliorum in suam vertisse servitutum inter se conquirebantur* (Livius, 2, 3, 3)。「同様の記述にキケロ『国家』(二巻四六節)。「彼(ルキウス・プルトゥス)は、私人であつたにもかかわらず共同体全体を支え、また市民の自由を守るにあつては誰ひとり私人でないことをこの共同体において初めて教えた」。

(44) Cicero, *Topica* 83, Laelius, 95-98. キケロの『国家』においても、その種の記述が中心の主題のひとつとして語られている。たとえば、第四巻七節「卓越した市民および高貴な者において、追従、自慢、人気取りは浅薄の印である。宴会や会食や豪華な振舞いによつて人々の評判を自分のために得る者は誰でも、徳と威厳から生じる真の名譽が自分には欠けていることを公共に示す」、第五巻八節「…市民の意志に従うよりもその利益をはかる者…」など。

(45) 安井萌（ウィルトゥス、フィデス、ノビリタス——共和政ローマの政治イデオロギーに関する一考察——『西洋史学』一八六、一九九七年）は、主にキケロに即しながら、*virtus* と、共同体 *res publica* や市民 *populus* との結びつきを指摘している。

(46) キケロ『国家』一巻二節。以下、「その最大の活用とは共同体の指導であり、また、その人々（政治に携わることを諫止す

る人々）が片隅で声高に説いているようなこと自体を、口先ではなく、実力によつて達成することである」とつづく。同様のテーマは、プラトンの『国家 (Politeia)』などにもみられる。

(47) *Iam ne virtute quidem premi libertatem populi Romani, sed arte dudi* (3, 10, 10)。この箇所は『鈴木一州訳「キケロ・ローマ市建国以来の歴史」』（『論集神戸大学教養部紀要』一九七三・八五年）では以下のようになっている。「ローマ人民の自由は威力で抑圧されるのではなく、策略で愚弄されている」。この訳は、*ne... sed* 英語で「not... but」の訳として文意が伝わりにくいのみならず、*premo*（文中 *premi*）の訳である「抑圧」にも問題がある。リヴィウスにおいて、*premo* はむしろ、上にたつという方向の意味で用いられており(2, 1, 8 など)、対象を「圧迫」するようなケースでは *premo* に「反対」、あるいは「...から下へ」を意味する接頭辞がついた形、すなわち「*oppresso*」(2, 23, 2 次)や「*deprimo*」(3, 65, 1 次)が使われている。リヴィウスにとつて、「*de virtute*」は一義的に善いものであり、対象を「抑圧」することはなく。

(48) この「もつとも優れた者」の複数形 *opimatus* は、歴史学的には「門閥派」と意識され、いわゆる共和政後期の「人民(市民)派 *populares*」と対をなす政治的党派の一方をなすとされる。ただし、ローマ人は基本的に政情に応じてたびたび党派を変えたのであり、今日の政党とは基本的に異なる。リヴィウスの記述や「公共」についての我々の考察からうかがうに、この党派は、はじめに「共同体」ありきであり、単純な二項対立として読んでほならない。

(49) キケロ『国家』第一巻五二節。

(50) キケロ、同前。「わずかの者によつてのみ見分けられ認められる徳 *virtutis* について人々が無知であったため、有力な富める者、とくに名家の出身者を最善とみなす一般の誤った考えによつてくつがえされた」。

(51) 南川、前掲書、八頁。

(52) P. G. W. Glare, ed., *Oxford Latin Dictionary*, Combined Edition, Oxford, 1982, pp. 206-207.

(53) マイヤー、前掲書、二二一-二二頁。フライケン、前掲書、一四八-一五〇頁。南川、前掲書、八二八-九頁。岩井経男「父達の承認 *Auctoritas Patrum* と元老院見解 *Auctoritas Senatus* (一)」『文経論叢』(弘前大) 二二-三三、一九八七年、五三-八三頁(以下「父達の承認(一)」と略記)。同「父達の承認 *Auctoritas Patrum* と元老院見解 *Auctoritas Senatus* (二)」『文経論叢』二四-三三、一九八九年、六一-八頁(以下「父達の承認(二)」と略記)。同「父達の承認 *Auctoritas Patrum* と元老院見解 *Auctoritas Senatus* (三)」『文経論叢』二五-三三、一九九〇年、一一-二頁。芹沢悟「ローマ共和政期の政治と法律——父祖の威風「父祖の判例」の運用をめぐって」『亜細亜法學』三一-三二、一九九七年。R. E. A. Palmer, *The Archaic Community of the Romans*, Cambridge, 1970。J. C. Richard, "Patricians and Plebeians: The Origin of a Social Dichotomy", K. A. Raaflaub(ed), *Social Struggles in Archaic Rome. New Perspectives on the Conflict of the Orders*, Berkeley/Los Angeles/London 1986, pp. 105-129.

(54) 諸伝承によれば、クリア制度は初代ローマ王ロムルスが市民団をトリブヌス (*titus, rames, luceres*) に分け、各トリブヌスをトリブリアに区分したことに始まるという。これらの区分は軍事単位でもあり、また各クリアにはクリオ(クリア長)がおかれた。リシアル(J. C. Richard, op. cit. p. 109)によれば、*curiae*の語源は *kol(o) wria*「人々の集まり」「青年男子の集団」であり、市民団を意味する語 *Quirites* と結びつくという。キケロの時代になると、ローマ人は自分がどのクリアに所属しているかさえ忘れ去られ、クリア民会は、パトリキ系のコンスルのリクトル三十名を召集して各クリアを代表させたという。

(55) Livius, 1. 17. 9. 「彼ら「父たち」は、人民が王を選んだ場合、父たちが承認 *pateres auctores* して初めて有効であることを決

議したからである。今日でも立法や公職選挙の投票の際、同じ権利が行使される。ただし、実効は失われた。今は人民が投票に入るに先立ち、民会の「賛否」不明な結果に対して父たちはあらかじめ承認している *pateres auctores*。この箇所は、二代目の王ヌマ・ポンピリウスを選ぶ際に初めて *auctoritas patrum* がなされたことを示す部分。同様の記述が、キケロ『国家』二巻二五節にある。

(56) アテネにおけるソロンの財産制に比せられる、ケントウリア制度の創始者は伝承によればセルウィウス王に帰され、E. M. Last『The Servian Reforms』JRS 35, 1945) 以来受け入れられた伝承だが、記述にあるような複雑な組織をすでもっていったかは疑問視される。通説では市民を三種の財産評価、騎兵級 *equites*、重装歩兵級 *classis*、軽装歩兵級(プロレタリーを含む) *infra-classen* で分別したと想定する。(Richard, op. cit. pp. 114-120; Momigliano, "Rise of Plebs", pp. 185-186; 平田隆一「ケントウリア制の成立について」『教養部紀要』(東北大) 三三、一九八二年、一九三-二二六頁。モミリアーノは平民と *infra-classen* が対応し、重装歩兵はパトリキのクリエントスからなつたとする。この制度に付随した民会は、上記の財産評価ごとに序列化された投票を行うものであった。また別名で軍会 *exercitus centuriatus* とも呼ばれ、同時にこの制度が軍事制度だったことも示す。

(57) 研究者の一致した見解によれば、前三三九年のプブリリウス法(あるいは前三世ごろのマエニウス法)によって、民会での投票前に父たちの承認が行われるようになり、この「父たちの承認」は次第に形骸化したとされる。参考、Livius, 8, 12, 14-16; Cicero, *Brutus*, 14, 55.

(58) アウスピキウム(鳥占 *auspicium*)とは、鳥の叫び声、飛翔位置、数、食餌法などにより神意を尋ねることをいう。とくにインベリウムをともしなう公的行為に先立って行われたアウスピキウムを *auspicia populi Romani*、あるいは *auspicia publica*

とらう。(伝承は(Livius, 1.7.1-3; Plutarchus, *Romulus*, 9 など))、ローマ建設の際に、ロムルスとレムスが意見の不一致を禿げ鷹を用いて決定したことを伝えている。

(59) 中間王制 *interregnum*。共和政時代には、コンスル等インペリウム保持者が死亡あるいは辞任した際、中間王 *interrex* が、パトリキ系元老院議員から次々に選ばれてコンスル選挙の準備を行い、それが決まるまで五日ごとに交替して政務をとった。

(60) Livius, 4.6.2; 6.41.5; Cicero, *de Domo Sua*, 38. 鳥占によって神意をうかがい知る権利は元来パトリキにしかないとされ、インペリウムを行使する公職者へ託されたこの権利が前任者から後任者へと健全に継承されない場合、「鳥占いは父たちに *auspicia ad patres redeunt* (Cicero, *de Legibus*, 3.4-9; Cf. Livius, 1.32.1) した。この際、パトリキ系元老院議員によって中間王が指名され、鳥占いの回復を図った。通説によれば、このアウスピキウム権が、「父たちの承認 *autoritas patrum*」に転化したと考える。

(61) エイナル・イエンユタード(浅香正訳『ローマ都市の起源』みすず書房、一九八三年、一一四-二〇頁)はラテン・サベニ王政期から存在が推測される聖職として、ト占官 *augures*、神祇官 *pontifex*、上卜級神官 *flamen*、サリリ *sali* などをおあげる。ローマ人は臧卜者がエトルリア起源であることを認めたが、ト占官の規定がエトルリアからの輸入であることを否定した。つまり、エトルリア人がローマの玉座に君臨する以前のローマ人によって鳥占いが行われていたことを示し、古来、父たちがこの権能を保持していたことを傍証するかもしれない。

(62) R. E. Mitchell ("The Definition of patres and plebs: An End to the Struggle of the Orders", K. A. Raafaub(ed), *Social Struggles in Archaic Rome. New Perspective on the Conflict of the Orders*, Berkeley/Los Angeles/London, 1986, pp. 130-174) は、パトリキは純粋な聖職者集団であり、平民と対立する集団で、すなわち、両者の身分闘争はなかつたと結論する。政治と宗教の差異が明

確でない古代において、宗教的権限を握ることは当然政治に有利に働くため、ただちにパトリキと平民の対立がなかつたとすることはできない。だが、カースト化されたパトリキを想定する場合には、宗教的権限においてしかそれを根拠づけられない、という指摘に妥当性はある。

(63) Livius, 22.30.4; 28.27.4; 29.27.2; 40.52.5; 41.28.8 など。リヴィウスによって *imperium auspiciumque* の常套句が、頻出する。平田隆一「初期ローマ共和政における国家権力と宗教——*imperium, auctoritas, auspicia, intercessio, sacrosanctitas*——」(佐藤伊久男・松本宣郎編『歴史における宗教と国家——ローマ世界からヨーロッパへ』南窓社、一九九〇年、一九-五〇頁、二〇二-二〇頁)。

(64) Dionysius, H. 2.14.3.「彼(ロムルス)は民衆にこれらの三つの権利を許した。それらは、役人を選ぶこと、法を承認すること、王が判断をゆだねたとき、戦争について決定すること、だった。しかし、これらを元老院もまた決議しなければ、民衆の決定の効力は完全ではなかつた。…しかし、今日ではやり方が変わった。というのは、いまや、元老院は民衆の決定を吟味せず、それどころか、民衆が元老院の決定に対する主人となっている」。この後半部は、ハリカルナッソスのディオニシオスが生きていた時代に対する述懐であり、おそらく信用してよい。

(65) キケロがその著作で「徳」を説いていること、そしてそのキケロが有力な政治家であったこと自体が、いまだ理念的価値が失われていなかったことを示しているが、なにより、初代皇帝アウグストゥスが「権威」においては万人に抜きんでていて「権限 *potestas*」の点では同僚公職者を越えること(「*Rex Gestae Divi Augusti*, 34) と述べたことをあげておこう。

(66) 市民(すべてに父たち)から迫害される市民(平民)を救援する権利。これを確実に実行するべく、護民官は神聖不可侵 *sacrosanctitas* とされた。Livius, 3.55.7.

(67) 公職者が市民に対して死刑などの最高刑を科しても、その市民がプロウォカティオを表明すれば、公職者の一存では刑を執行することができず、その判断は法廷や民会に移された。この権利は共和政初年の前五〇九年の *Lex Valeria de provocatione* に見られるが、その存在は疑われる（マイヤー、前掲書、五一頁）。しかし、市民に対して救援を「求め叫ぶ」 *provocare* 慣行は王政期に由来している（Livius, 1, 26, 6）と考えられ、法的に承認されたかどうかはともかく、禁止がないかぎり市民のプロウォカティオの存在自体を否定するのはナンセンスである。

(68) Livius, 3, 55, 3. 「トリブス平民会の議決は市民を拘束する *ut quod tribunum plebes iussisset, populum teneret*」。前四四九年、ヴァレリウスおよびホラティウスの両コンスルによって定められた法。

(69) 「分離 *secessio*」は、今日の研究では、「市外退去」や、あるいは「離反」などと意識されることが多いが、リヴィウスの用語にしたがい「分離」とする。伝承により異なるが、『創設以来』に従えば、一度目の「分離」は所在不明の「聖山」へ、二度目の「分離」はアウエンティヌスの丘から「聖山」へと移動したとされる（キケロの伝えでは逆（『国家』第二巻六三節）。リヴィウスの伝えを信用すれば、より近いアウエンティヌスの丘から、ノーマントウム街道を通して、より遠い「聖山」に移動したことになる（3, 52, 1, 3）。

(70) 前四九四年、前四四九年など、二度「分離」を行なった。また、リヴィウス（6, 42, 10）は前三六七年にその恐れがあったことを伝えている。

(71) Ibid. 3, 38, 10; 3, 52, 4. 「軍勢に平民がつき従った。年齢を問わず、行けるかぎりは誰ひとりためらわない。そのあとを妻たちと子供たちが追いかけて、貞節も自由も安泰でないこの都市の誰に私たちを残していくのかと、悲しみに嘆きつつ幾度も問いかける」。要するに、兵役についていた者たちだけでなく、

妻子も含めた平民全員が「分離」を行ったということである。ところで、この文は、*coniuges Iberque*（妻たちや子供たち）と、*nec pudicitia nec libertas*（貞節も自由も…ない）など、修辭的な韻律で記されている。

(72) ポメリウムは、特別の儀式によって宗教的に聖別された境界線を示し、カピトリウムを除く町全体を囲み、市域と市外を分けたものである。ポメリウムの囲む都市の規模は後世のローマに比べれば遙かに小さく、カピトリウムのほかに南のアウエンティヌスの丘をも包み込んだいわゆるセルウィウスの城壁よりも小さい。

(73) 教師と弟子の対は、「共同体」のコードを知っている者と、知らない者の対に分けられる。父たちとは、端的にローマに古くからいて「共同体」に貢献した者であり、平民とは端的に移民の新参者で未来にその貢献が期待される者だからである。また、ポリュビオスは非難していたが、ローマでは伝統的に、息子が六歳から七歳になると、父親自ら教育したことを付け加えてよい。

(74) 『創設以来』にみられるこうした点に関して、確かに、彼を保守的であると評価するのが妥当な部分もある。ただし、彼をそう評する研究者にときおりみられる初歩的な誤解なのだが、この「保守」という言葉を、「門閥派」であることと直結させてはならない。カエサル時代以降、保革は逆転している。

(75) 修辭学者のファエサス・クインティリアヌスによれば（*Quintilianus, Institutio Oratoria*, 10, 1, 39）、リヴィウスが息子に宛てた手紙に、デモステネスとキケロを完全に体得するまで読めと薦めていたという。

(76) 決定的なのは、セネカ（前四後六五年）、エピクテトス（後五五年、一三五五年）、そしてマルクス・アウレリウス・アントニヌス（後一二一―一八〇年）であろう。後一世紀の半ば以降、皇帝に反抗した代表的な人物（トラセア・パエトウスやヘルウィダイウス・プリスクスなど）がみなストア哲学の信奉者だった

こともあり、ドミティアヌス帝の哲学者追放（後九五年）にながって行く。

(77) 皇帝政治（ここでは元首政 principatus）に反対したストア哲学者は、共和政の復活を熱望した。「……そんな（美酒）を、トラセアやヘルウィディウスは、頭に花輪を乗せて、ふたりのブルートゥス（王政を打倒したブルートゥスと、カエサルを暗殺したブルートゥス）やカッシウスの誕生日に飲んでいたことだらう。」⁷⁷ *quale coronati Thrasæ Helvidiusque bibebant Brutorum et Cassi natalibus* (Juvénalis, Satura, 5, 36-37)

(78) H. Mattingly, *Coins of the Roman Empire in the British Museum*, London. クラウディウス帝時代の貨幣には「アウグストゥスの自由 *libertas Augustus*」、ガルバ帝のときには加えて「公共の自由 *libertas publica*」、ウエスパシァヌス帝時代には「公共の自由の保護者 *adsertor libertatis publicæ*」なる言葉が刻まれた。最初のものを除いて、あとの二つの概念自体は、リヴィウスの「自由」概念においてすでに現れているものだが、これらの言葉が、皇帝（インペラトル）の顔とともに刻まれていることが問題なのである。